

専修学校関係基礎資料集

● 基礎データと制度	...	2
● 都道府県別の状況	...	2 0
● 職業実践専門課程	...	2 6
● リカレント教育	...	3 1
● 留学生	...	3 4
● 高度専門士	...	4 1
● 国際通用性	...	4 6
● 評価	...	5 0
● 専修学校関係予算	...	5 2
● その他	...	5 5

● 基礎データと制度

専修学校の概要①

1. 制度の概要

制度の創設	昭和51年1月11日
目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)
課程	専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。 ・ 高等過程（中卒者対象）：高等専修学校 ・ 専門課程（高卒者対象）：専門学校 ・ 一般課程（学歴不問）
設置基準	・ 修業年限1年以上 ・ 授業時数800単位時間以上 ・ 教育を受ける者が常時40人以上 等

2. 学校数

設置者区分		総計			
			国立	公立	私立
学校数		3,020校 (100.0%)	8校 (0.3%)	178校 (6.0%)	2,811校 (93.7%)
	高等課程	373校	1校	5校	367校
	専門課程	2,676校	8校	176校	2,492校
	一般課程	127校	-	-	127校

出典：令和6年度学校基本統計

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

※※ 一つの学校において複数種の課程を設定している場合があるため、学校数と各課程数の合計は一致しない。

専修学校の概要②

3. 生徒数

設置者区分		総計	国立	公立	私立
生徒数		609,875人 (100.0%)	243人 (0.04%)	21,844人 (3.6%)	585,864人 (96.4%)
	高等課程	32,794人	7人	294人	32,493人
	専門課程	558,255人	215人	20,549人	537,491人
	一般課程	18,826人	0人	0人	18,826人

4. 教員数（本務者）

設置者区分		総計	国立	公立	私立
教員数		39,078人 (100.0%)	79人 (0.2%)	2,589人 (6.6%)	36,410人 (93.2%)
	高等課程	2,363人	4人	35人	2,324人
	専門課程	35,706人	75人	2,554人	33,077人
	一般課程	1,009人	0人	0人	1,009人

出典：令和6年度学校基本統計

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

専修学校の学校規模別学校数

専修学校は生徒数200人以下が約7割を占め、他の学校種と比べ小規模な学校が多い。

		計	0～ 200人	201～ 400人	401～ 600人	601～ 800人	801～ 1,000人	1,001人 ～
専修学校	学校数	2,997校	2,017校	598校	216校	89校	33校	44校
	割合	100.0%	67.3%	20.0%	7.2%	3.0%	1.1%	1.5%

		計	0～ 200人	201～ 400人	401～ 600人	601～ 800人	801～ 1,000人	1,001人 ～
高等学校	学校数	5,213校	1,151校	753校	1,064校	882校	812校	551校
	割合	100.0%	22.1%	14.4%	20.4%	16.9%	15.6%	10.6%

		計	0～ 200人	201～ 400人	401～ 600人	601～ 1,000人	1,001人 ～
短期大学	学校数	303校	118校	118校	49校	15校	3校
	割合	100.0%	38.9%	38.9%	16.2%	5.0%	1.0%

		計	0～ 100人	101～ 500人	501～ 1,000人	1,001～ 5,000人	5,000～ 10,000人	10,001人 ～
大学	学校数	813校	19校	116校	145校	363校	102校	68校
	割合	100.0%	2.3%	14.3%	17.8%	44.6%	12.5%	8.4%

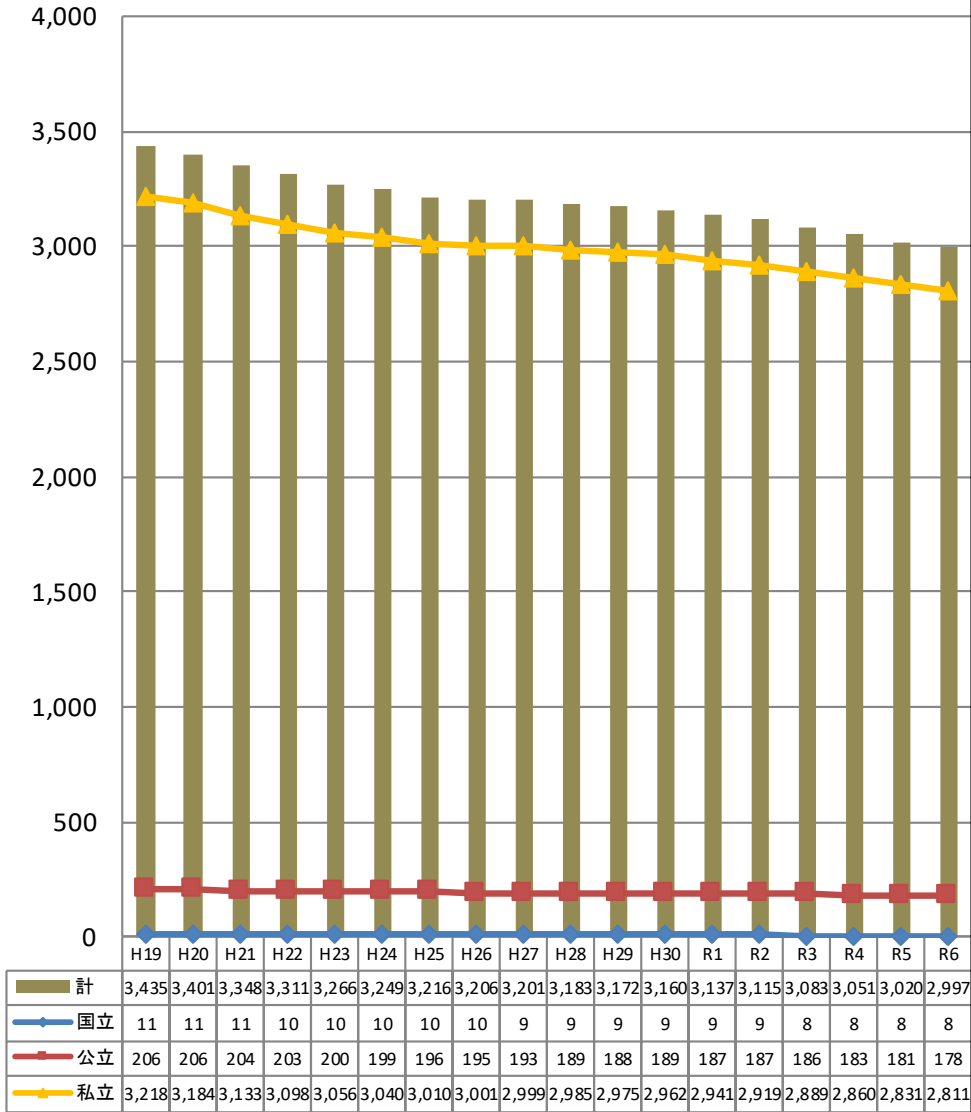
出典：文部科学省「令和6年度学校基本統計」
※ 高等学校については、全日制・定時制の生徒数、短期大学・大学については本科のほかに専攻科・別科等も含めた学生数に基づき算出。ただし、通信による教育を受ける学生は除いている。

専修学校の学校数の推移（設置者別・課程別）

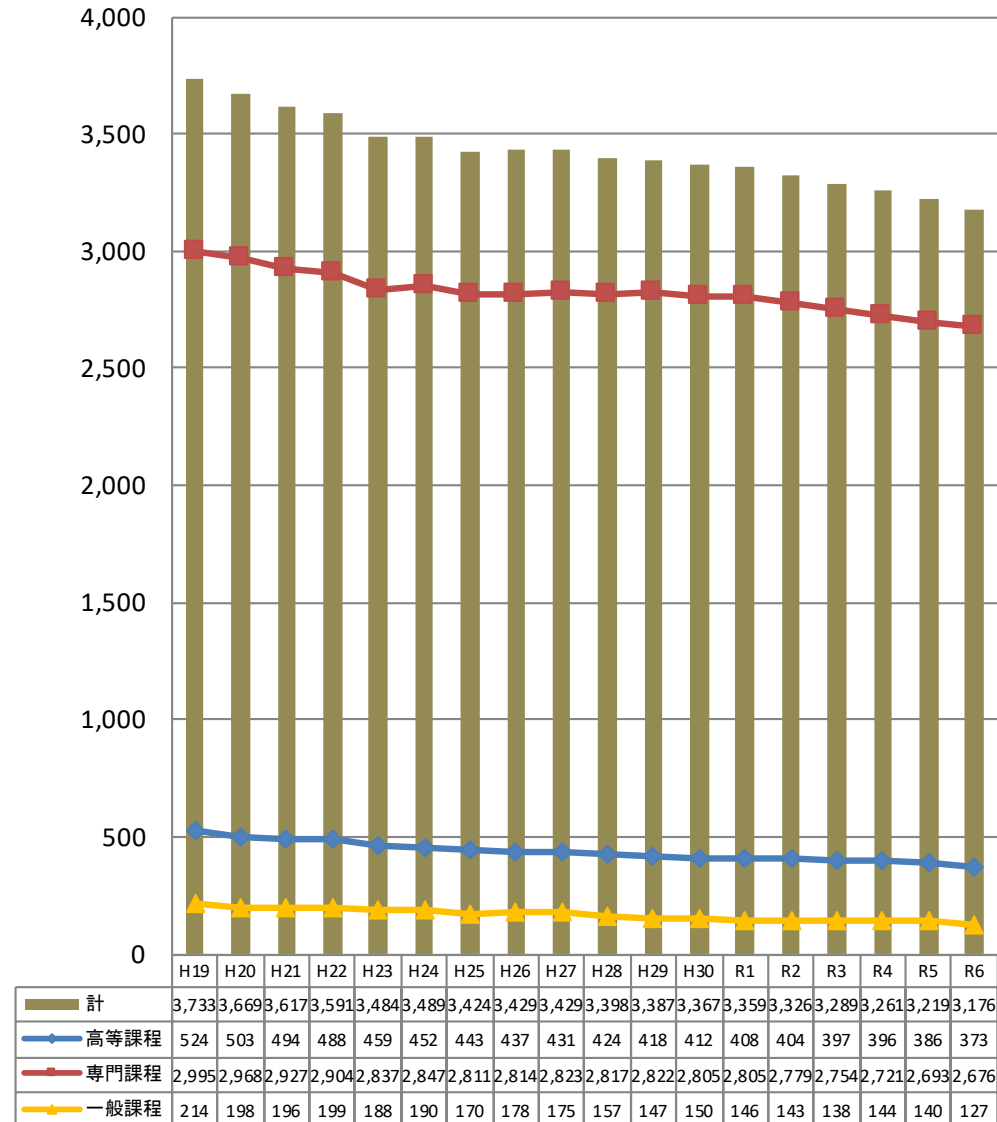
専修学校の学校数の推移

『学校基本統計』

国公立別学校数の推移



課程別学校数の推移

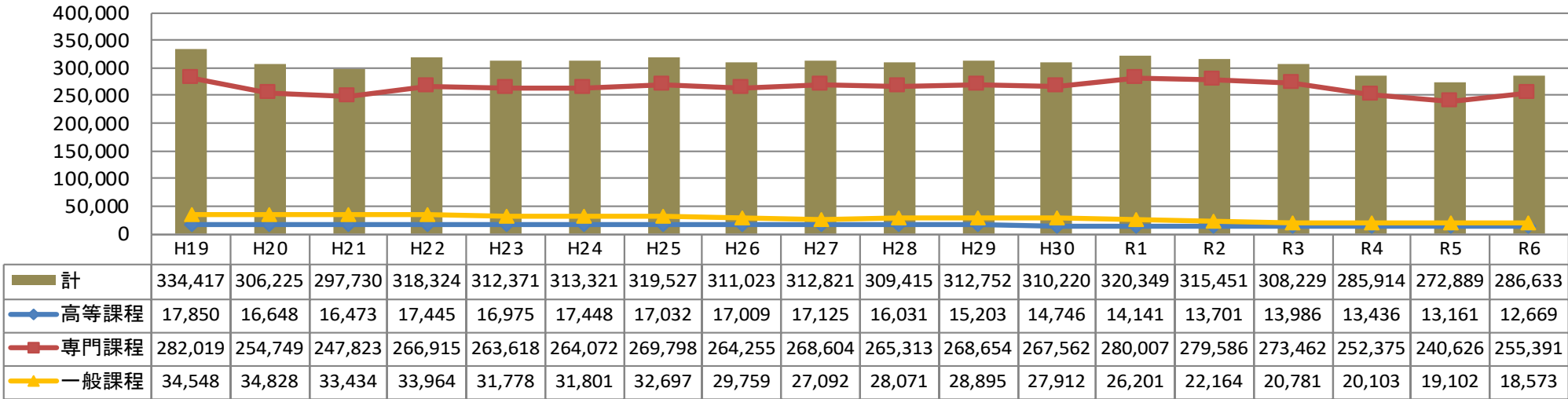


※一つの学校において複数種の課程を設置している場合があるため、「計」と各課程数の合計は一致しない。

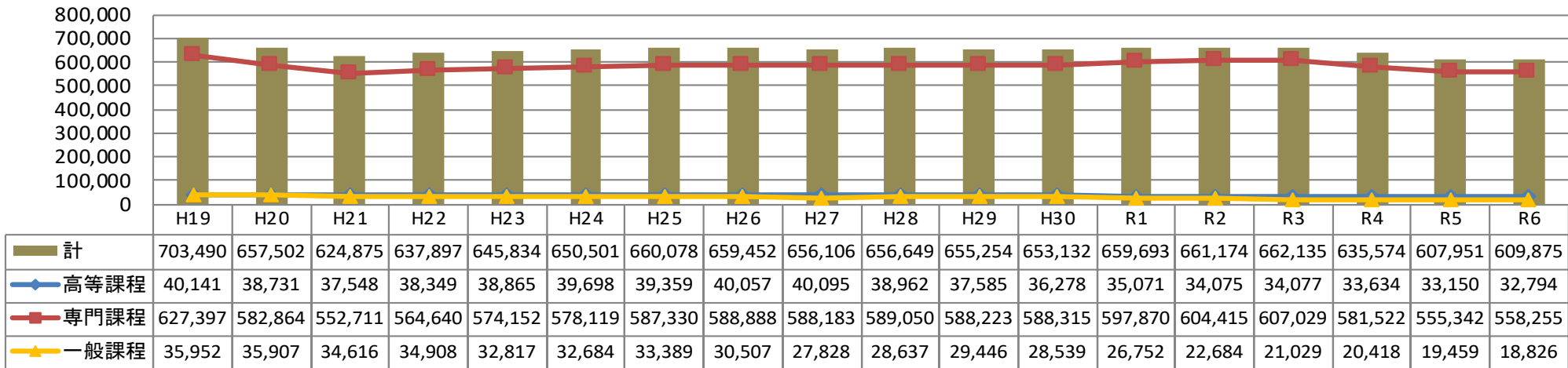
専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）

専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）

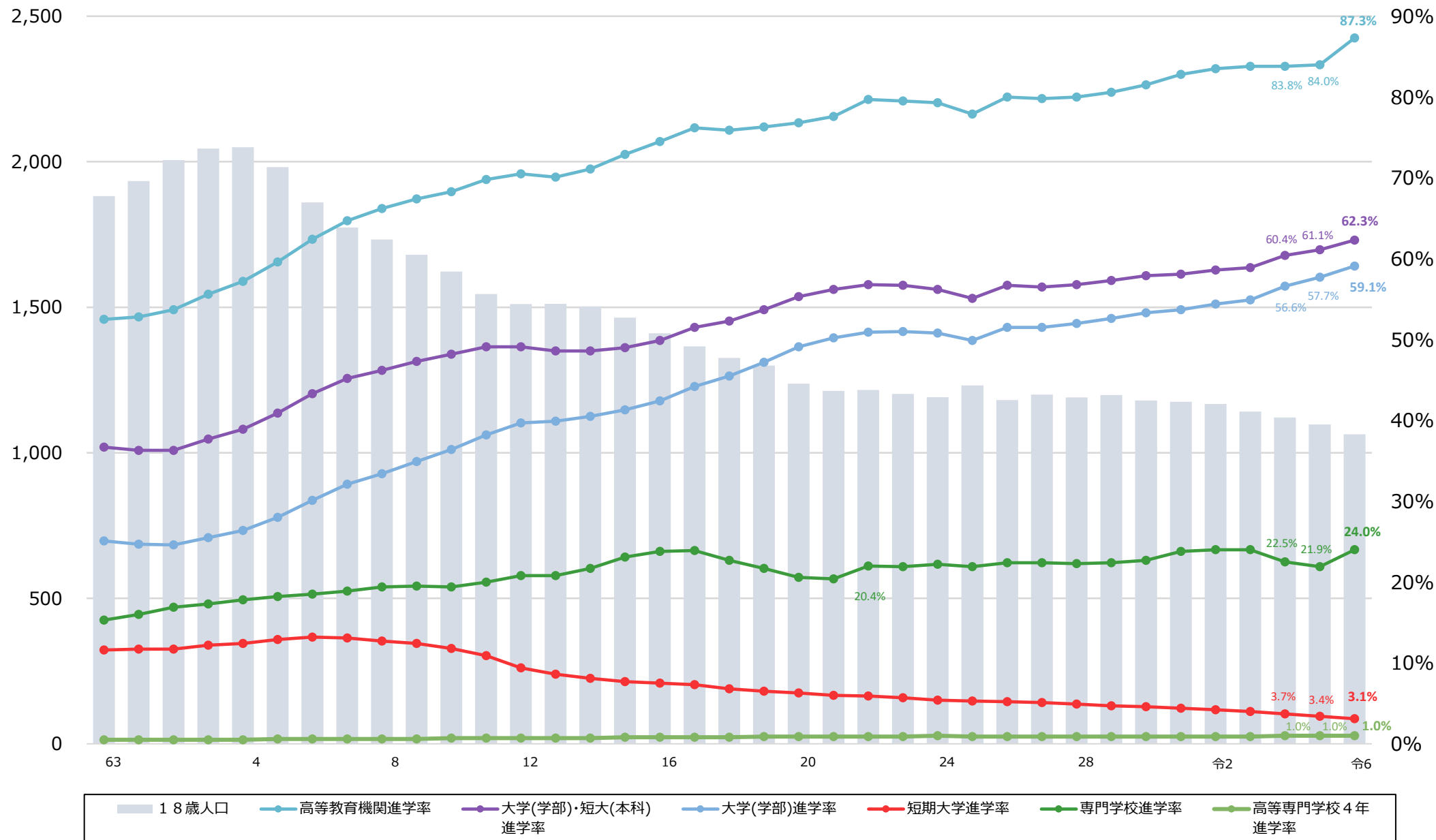
課程別入学者数の推移



課程別生徒数の推移



専門学校含む高等教育機関進学率



(出典) 学校基本調査

専修学校の分野別・課程別生徒数

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
合計	98,823人 (16.2%)	4,634人 (0.8%)	167,888人 (27.5%)	76,429人 (12.5%)	28,873人 (4.7%)	69,212人 (11.3%)	15,912人 (2.6%)	148,104人 (24.3%)
高等 課程	4,355人 (13.3%)	127人 (0.4%)	4,980人 (15.2%)	5,215人 (15.9%)	793人 (2.4%)	7,858人 (24.0%)	2,164人 (6.6%)	7,302人 (22.3%)
専門 課程	94,456人 (16.9%)	4,503人 (0.8%)	162,908人 (29.2%)	71,066人 (12.7%)	28,072人 (5.0%)	61,306人 (11.0%)	13,697人 (2.5%)	122,247人 (21.9%)
一般 課程	12人 (0.1%)	4人 (0.0%)	0人 (0.0%)	148人 (0.8%)	8人 (0.0%)	48人 (0.3%)	51人 (0.3%)	18,555人 (98.6%)

出典：令和6年度学校基本統計

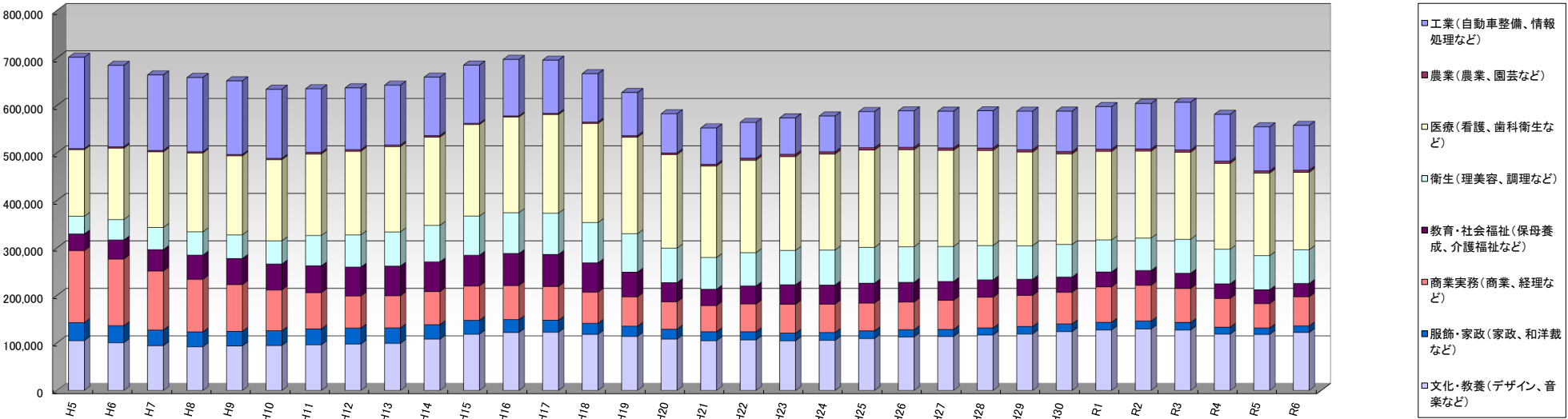
※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

分野別専門学校生徒数の推移

分野区分	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
工業（自動車整備、情報処理など）	192,203	171,570	159,012	156,203	155,167	145,581	133,921	130,207	126,112	122,883	122,810	118,963	111,882	101,957	90,707	82,572
農業（農業、園芸など）	2,427	2,852	2,959	2,765	2,711	2,735	3,682	3,458	3,298	3,370	2,333	2,402	2,705	3,096	3,393	3,498
医療（看護、歯科衛生など）	140,238	150,300	159,360	165,954	166,411	171,006	171,386	175,913	179,719	185,899	192,990	201,403	207,754	208,523	203,249	196,980
衛生（理美容、調理など）	37,215	43,130	46,603	49,197	49,907	48,680	63,732	67,908	71,712	76,882	82,493	85,946	86,730	84,804	80,747	72,789
教育・社会福祉（保育養成、介護福祉など）	35,028	40,197	45,174	50,903	54,890	54,664	56,715	60,864	62,645	62,419	64,664	67,573	67,564	61,790	52,124	40,378
商業実務（商業、経理など）	151,663	140,465	124,083	110,581	98,419	85,878	76,287	67,662	67,641	69,745	72,283	71,691	70,930	65,659	61,781	57,558
服飾・家政（家政、和洋裁など）	37,889	35,685	33,115	31,393	30,890	31,247	33,360	33,512	32,495	30,352	29,254	27,192	25,333	23,067	21,568	20,963
文化・教養（デザイン、音楽など）	104,986	100,591	94,256	92,061	93,677	94,588	96,286	97,784	99,271	108,230	118,523	122,042	122,710	118,292	113,828	108,126
合 計	701,649	684,790	664,562	659,057	652,072	634,379	635,369	637,308	642,893	659,780	685,350	697,212	695,608	667,188	627,397	582,864

分野区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
工業（自動車整備、情報処理など）	76,420	75,570	76,831	75,381	76,088	76,934	77,482	78,660	81,127	85,184	89,575	95,593	100,539	98,530	92,756	94,456
農業（農業、園芸など）	3,667	4,390	4,926	4,928	4,906	4,971	4,991	5,081	5,027	5,046	4,843	4,743	4,848	4,723	4,705	4,503
医療（看護、歯科衛生など）	192,616	194,439	197,381	202,023	204,919	204,320	202,723	200,080	197,357	190,539	186,437	183,236	183,240	180,876	173,895	162,908
衛生（理美容、調理など）	66,836	70,048	72,393	73,745	75,356	75,006	73,396	72,259	70,528	68,796	67,431	68,222	71,567	72,746	71,730	71,066
教育・社会福祉（保育養成、介護福祉など）	34,438	38,101	41,073	40,314	41,996	41,506	39,632	36,619	34,027	31,931	31,394	31,069	32,038	30,956	29,274	28,072
商業実務（商業、経理など）	55,009	58,248	60,710	59,593	58,506	58,249	61,333	64,541	65,431	66,628	74,585	75,298	71,482	60,320	51,476	61,306
服飾・家政（家政、和洋裁など）	18,910	17,420	16,161	16,475	16,074	15,204	14,792	15,038	15,753	16,053	16,049	16,545	15,954	14,604	13,440	13,697
文化・教養（デザイン、音楽など）	104,815	106,424	104,677	105,660	109,485	112,698	113,834	116,772	118,973	124,138	127,556	129,709	127,361	118,767	118,066	122,247
合 計	552,711	564,640	574,152	578,119	587,330	588,888	588,183	589,050	588,223	588,315	597,870	604,415	607,029	581,522	555,342	558,255

《出典：学校基本統計》



8つの分野に渡り、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格が取得可能

工業

Technology Field

生活を支える物づくり、想像を形にする仕事

主な卒業学科

情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備、ゲーム、CGなど

取得できる資格、職業例

システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど



農業

Agriculture Field

自然を理解し、自然とともに働く仕事

主な卒業学科

農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など

取得できる資格、職業例

ガーデナー、園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど



医療

Medical Care Field

病院などで
医師・歯科医師をサポートする専門職

主な卒業学科

看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法など

取得できる資格、職業例

看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など



衛生

Personal Care and Nutrition Field

キレイ! かawaii! かつこいい! 美味しい! を
作り出すプロ

主な卒業学科

調理、栄養、理容・美容、製菓・製パン、メイク、エステティックなど

取得できる資格、職業例

調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど



教育・社会福祉

Education and Welfare Field

子どもからお年寄りまで、
教育や支えが必要な人と接する仕事

主な卒業学科

保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など

取得できる資格、職業例

保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）など



商業実務

Business Field

資格を取得し、
ビジネスの現場を支えるプロ

主な卒業学科

経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務など

取得できる資格、職業例

税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など



服飾・家政

Fashion and Home Economics Field

センスを生かし、
生活の中で豊かさを生み出す仕事

主な卒業学科

和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネスなど

取得できる資格、職業例

ファッションデザイナー、パタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど



文化・教養

Culture and General Education Field

多彩な能力を自由に発揮し、
学びや楽しさを提供する仕事

主な卒業学科

音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物、法律行政、スポーツなど

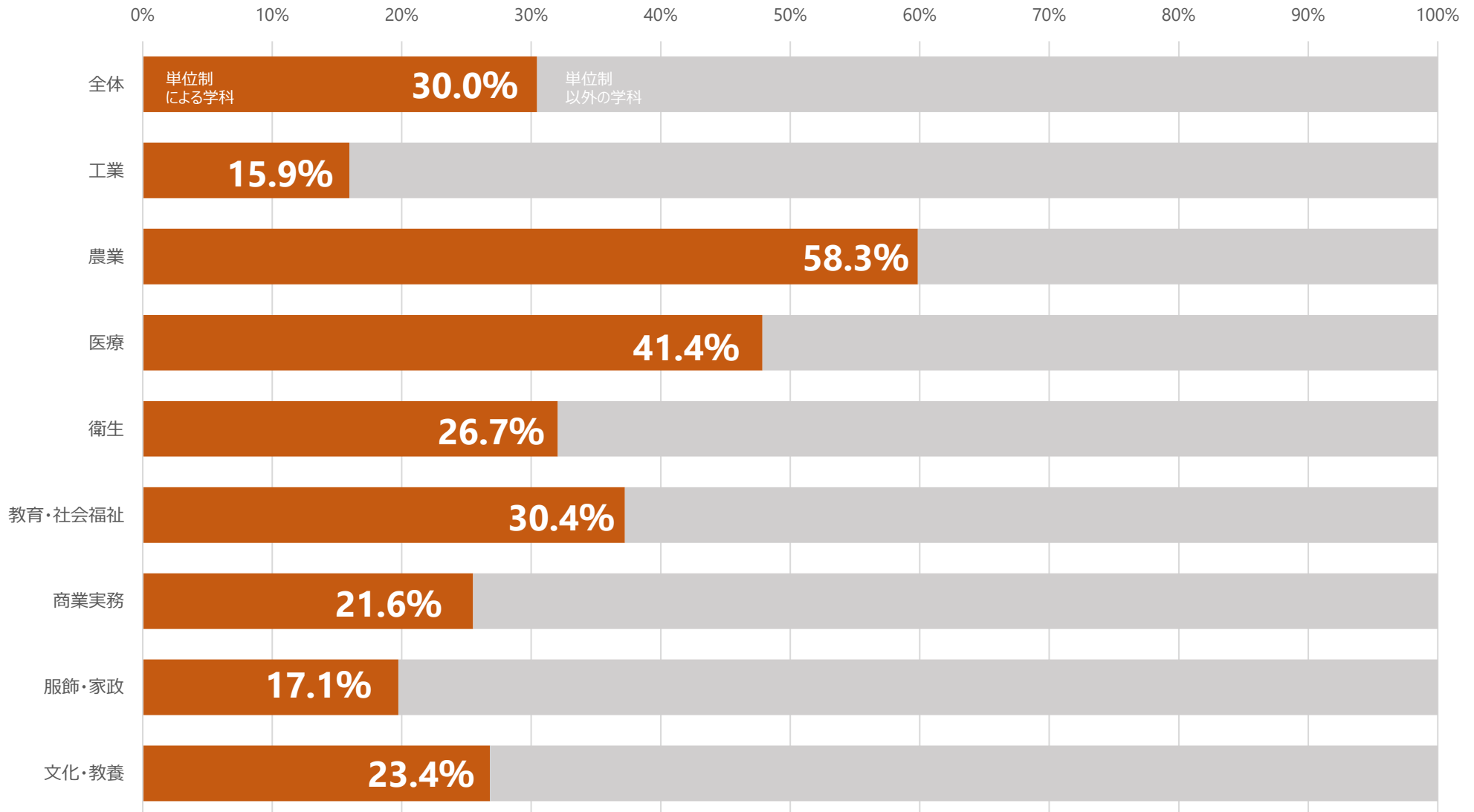
取得できる資格、職業例

デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど



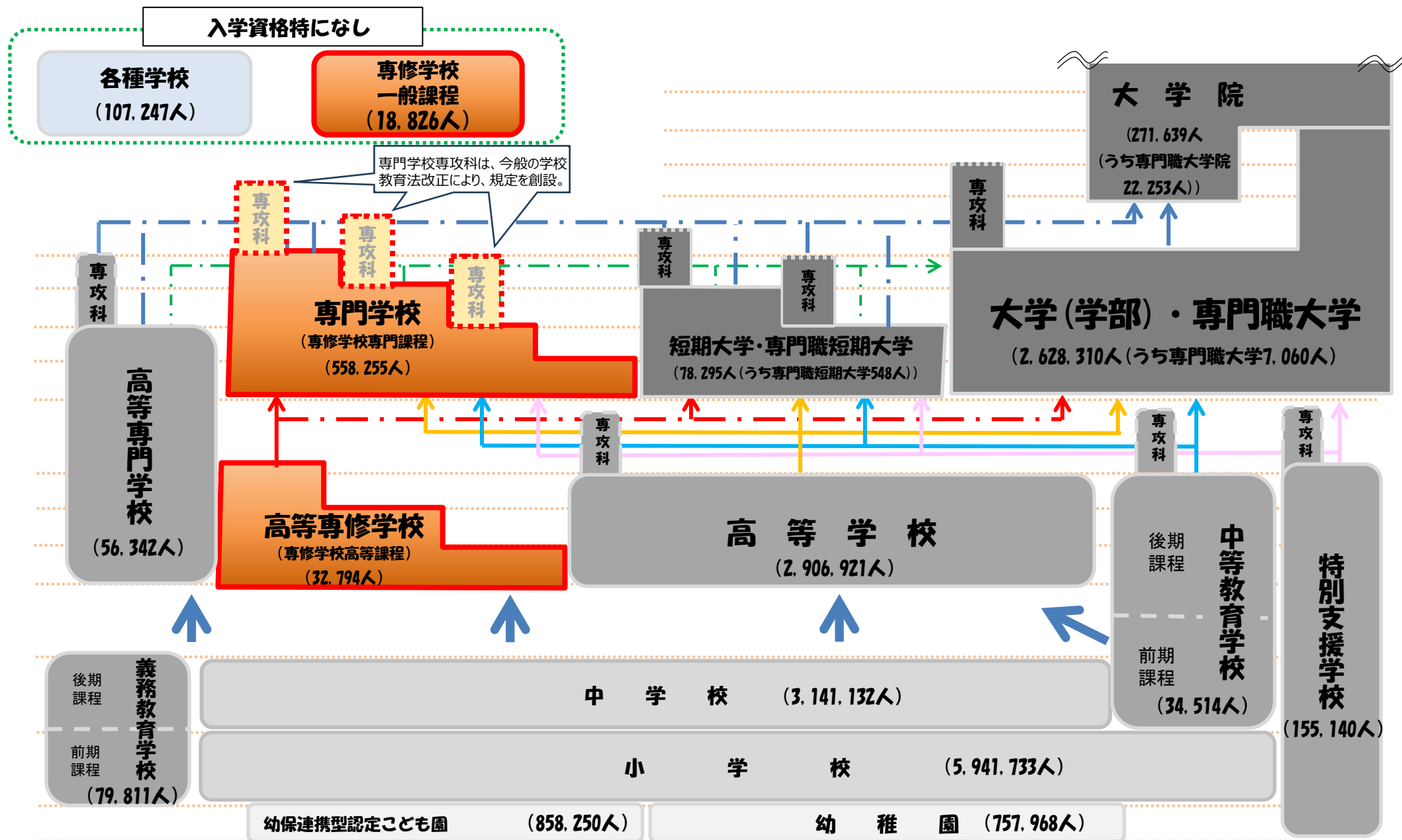
専門学校における分野別単位制学科割合

専門学校における学科のうち4分の1において単位制を導入



出典：令和6年度学校基本統計

専修学校（日本の学校体系における位置づけ）



出典：令和6年度学校基本統計（令和6年5月1日現在）

専修学校の設置認可基準（概要）

（昭和 5 1 年文部省令第 2 号）

区分	基準内容
目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
修業年限	1 年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間 8 0 0 時間以上、夜間学科：年間 4 5 0 時間以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時 4 0 人以上であること。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として 4 0 人以下）
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教員数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教材	規定なし
所轄庁	都道府県

※ 上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

各種学校の設置認可基準（概要）

（昭和 3 1 年文部省令第 3 1 号）

区分	基準内容
目的	学校教育に類する教育を行うこと
設置者	制限なし
入学資格	制限なし
修業年限	1 年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は 3 ヶ月以上 1 年未満）
卒業所要授業時間	原則年間 6 8 0 時間以上
教育内容	規定なし
生徒数	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として 4 0 人以下）
教員資格	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教員数	3 人以上
校舎の面積	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒 1 人当たり2.31㎡以上（特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合はこの限りではない。）
施設・設備等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。
教材	規定なし
所轄庁	都道府県

※ 上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

準学校法人の設置認可基準（概要）

昭和25年文部次官通達
昭和35年文部省管理局長通達

区分			基準内容
目的			私立専修学校・各種学校の設置
機関	役員		役員には、各役員につき、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。
	理事（会）		職務：業務の執行機関（法人を代表とする） 定数：5人以上（ただし、7人以上を適当とする） 選任：設置する学校の校長等
	監事		職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 （兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない）
	評議員（会）		職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の2倍を超える数 選任：寄付行為の規定により選任された者
資産	基本財産		原則、自己所有（負担付でないこと。ただし、特段の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない）
	施設・設備	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等
		校舎	普通教室、実習室、職員室、図書室等（教員室、事務室、保健室他）
		設備	教具（機械、器具、模型等）、学具（机、腰掛等）
	運用財産		毎年度の計支出に対し、授業料・入学金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保てること

専修学校に関するこれまでの主な制度改革等の概要

令和7年5月現在

昭和51年 制度発足		昭和57年 私立学校振興助成法改正		平成18年 教育基本法改正		令和6年 学校教育法改正	
称号	専修学校制度の施行	【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、 試験等 に基づく課程修了の 認定等		【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等 に基づく課程修了の認定等			
大学・大学院との接続		【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与		【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与		【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与	
教育の質の向上		【平成14年】 情報の積極的 提供の義務化 自己点検・評価等 の努力義務化 【平成16年】 財務情報の公 開の義務化		【平成19年】 自己評価の義 務化等・学校関 係者評価の努 力義務化		【平成24年】 単位制・通信 制の制度化 【平成25年】 「職業実践専門課 程」制度創設 「専修学校におけ る学校評価ガイド ライン」の策定	
学校間の相互評価		【平成3年】 大学等にお ける専門学 校教育の単 位認定		【平成5年】 高校におけ る専修学校 教育の単位 認定		【平成11年】 専修学校にお ける大学等の学修 の履修認定に係 る範囲拡大 [1/4→1/2]	
助成・税制	【昭和55年】 日本育英会奨 学金事業の対 象化 【昭和58年】 学校法人・準学校 法人への施設整 備費創設 【昭和41年】 勤労学生控除 制度創設		【昭和60年】 専修学校補助 等に関する地 方交付税措置		【平成9年】 準学校法人の 設備整備費補助 対象化		【平成18年】 勤労学生控除 制度の対象者 拡大 【平成22年】 高等課程生徒に 対する「高等学 校等就学支援 金」の支給 【平成23年】 学校法人・準学 校法人等に対す る個人からの寄 付の税額控除 の導入(平成27 年及び平成28 年に要件緩和)
		【平成24年】 専修学校が授業科目の履 修とみなすことができる学 習の範囲の拡大(高等学 校専攻科、職業訓練等)		【平成25年】 高等専修学校の授業料 減免措置に関する地方 交付税措置を開始 JASSO奨学金事業の 対象拡大(専門学校の 修業年限2年未満の 課程も新たに対象化) 【平成29年】 給付型奨学金 (平成30年から本格実施) JSC災害共済給付制度の 高等課程対象化		【令和2年4月】 高等教育の修学 支援新制度 【令和4年4月】 職業実践専門課程 認定校に対する特 別交付税措置	

一定の要件を満たす専修学校の専攻科（適格専攻科）の修了者に 大学院入学資格を付与することについて

令和6年10月16日（水）
中央教育審議会
大学分科会資料

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。

（参考1）改正後の学校教育法

- 第125条の2 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。
- ②専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

（参考2）特定専門課程：修業年限が2年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上である専門課程。（現行制度において、修了者が大学編入学資格を得られる専門課程）

- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

適格専攻科修了者への大学院入学資格付与について

- 一定の基準を満たす4年制以上の専修学校専門課程の修了者には大学院入学資格が認められる（※）ことを踏まえ、文部科学大臣の指定する同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者については、大学院入学資格を付与することとしてはどうか。

※平成17年制度化。502学科が認定（R6.1時点）。

- 指定の基準としては、専門課程と専攻科において体系的な教育課程を編成していること、専門課程及び専攻科における学修が通算4年以上であること等とすることを検討。詳細は、次ページ参照。

修了者に大学院入学資格の付与が認められる 専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。
- ※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める 専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。
- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。

（例）

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

● 都道府県別の状況



都道府県別高校新卒者の進学率

(%)

100

90

80

70

60

50

40

30

20

10

0

(計算式) $\frac{\text{直ちに大学 or 短大 or 専門学校に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$

専門学校

短大

大学

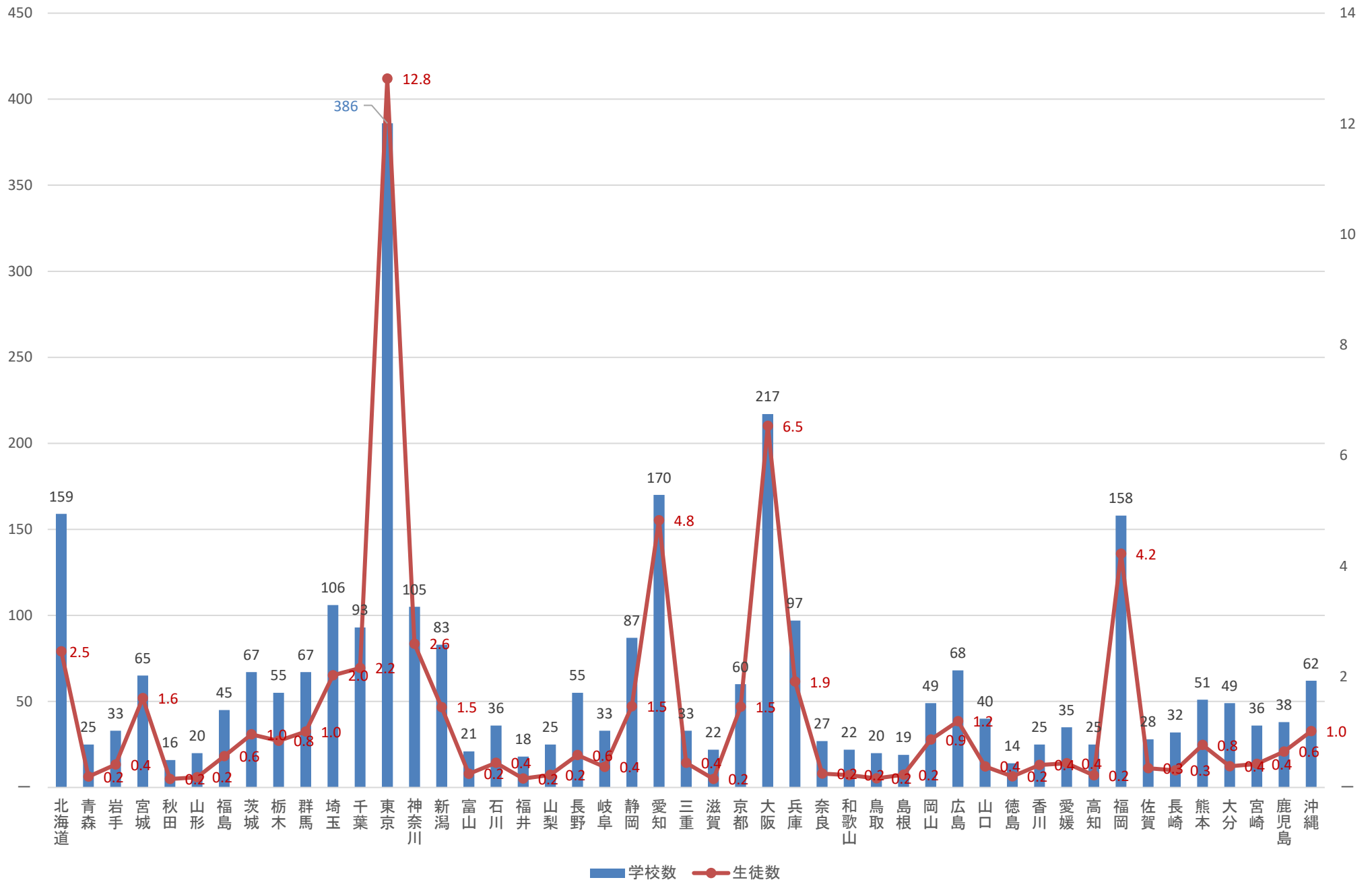
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

出典: 令和6年度学校基本統計

地域別専修学校数と生徒数

学校数（校）

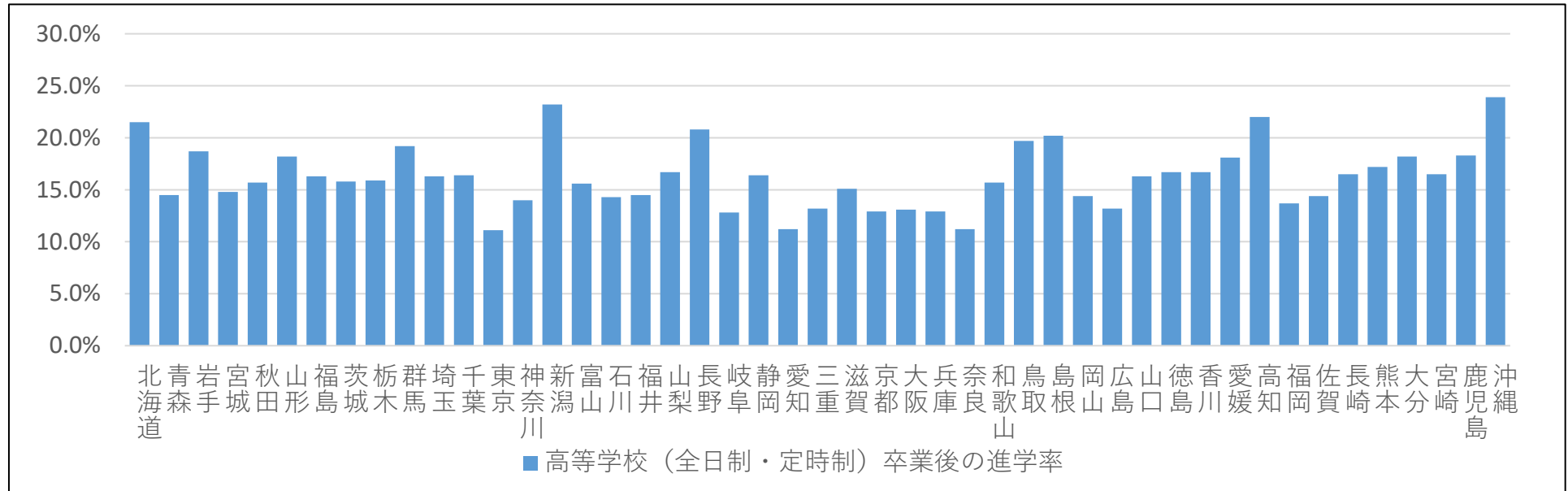
生徒数（万人）



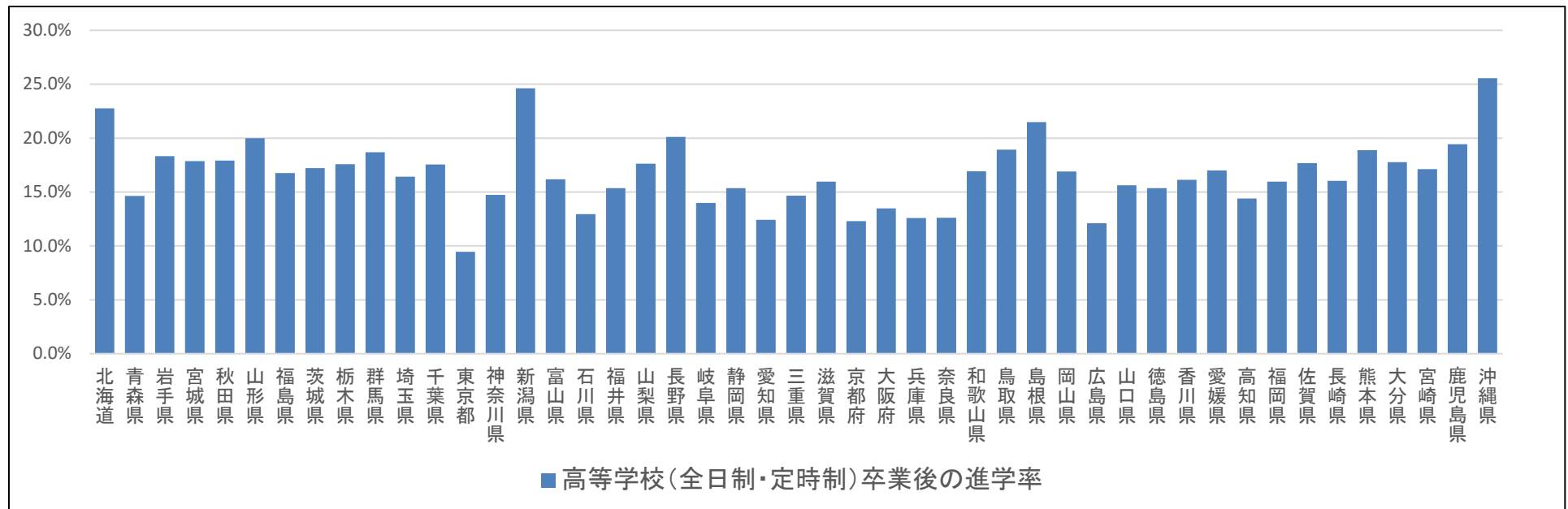
出典：令和6年度学校基本統計

都道府県別専門学校進学率の変化

【平成20年度：15.3%】



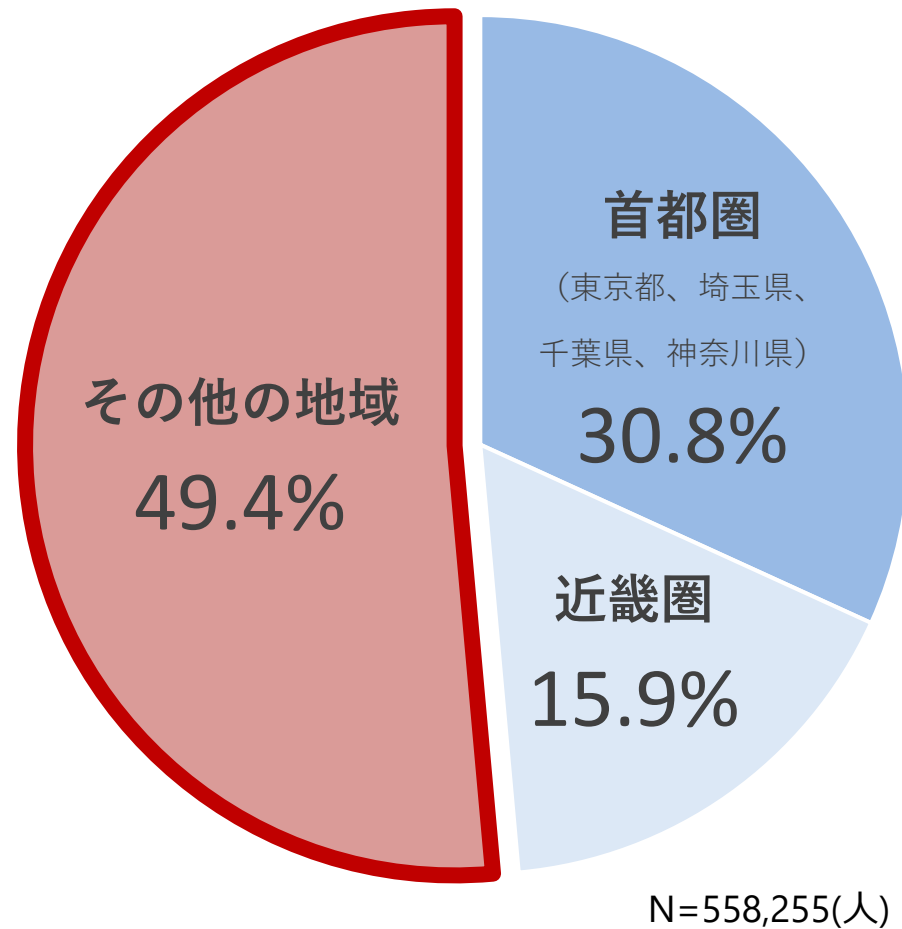
【令和5年度：15.5%】



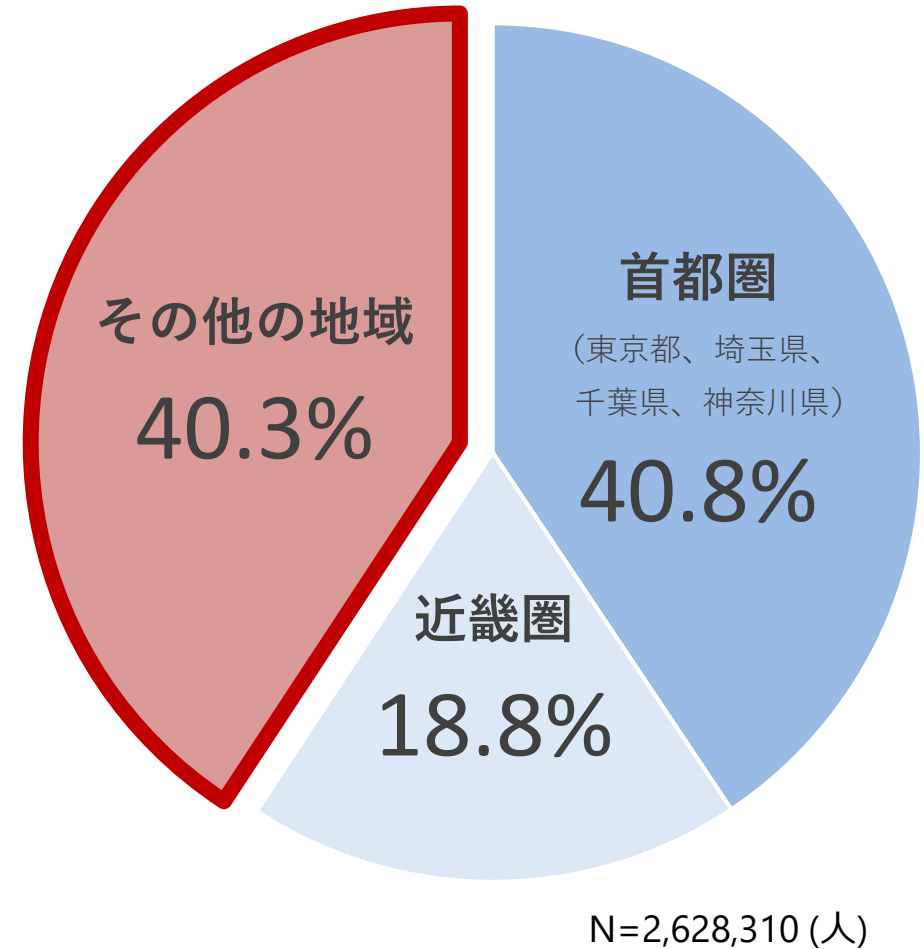
全国の専門学校生・大学生のうち首都圏・近畿圏に在学する者の割合

専門学校は、大学に比較して、なお地方の教育資源としての性格をより強く残している。

専門学校

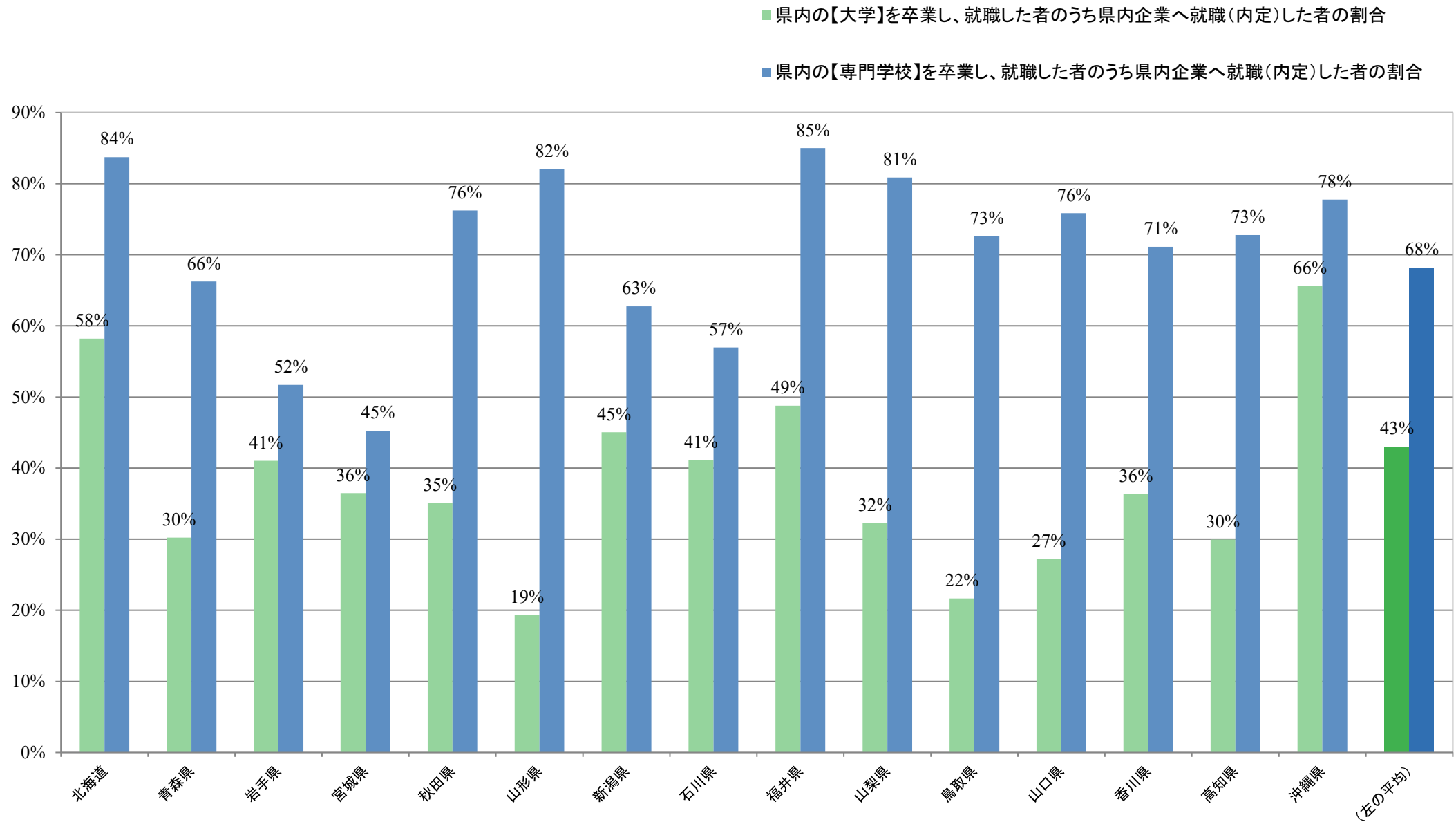


大学（学部）



出典：文部科学省「令和6年度学校基本統計」

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和5年3月卒業者の状況
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

● 職業実践専門課程

実践的な職業教育の推進について

職業実践専門課程

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度（平成25年～）

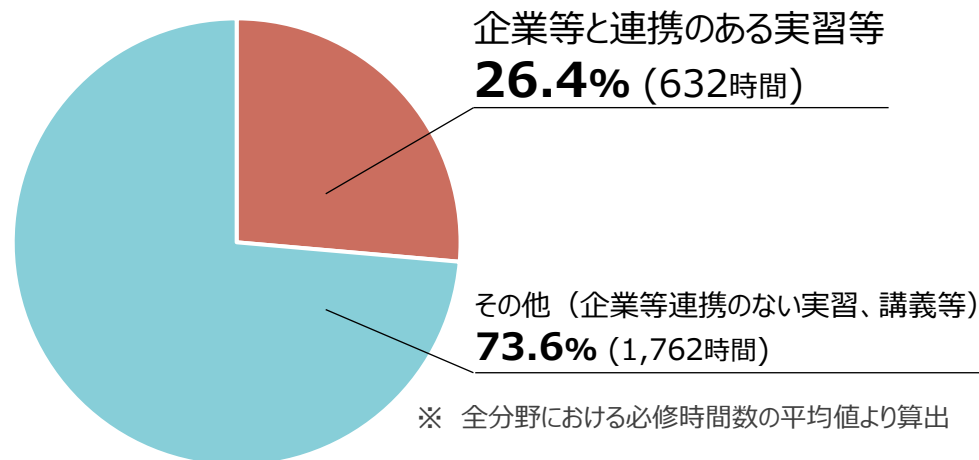
認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

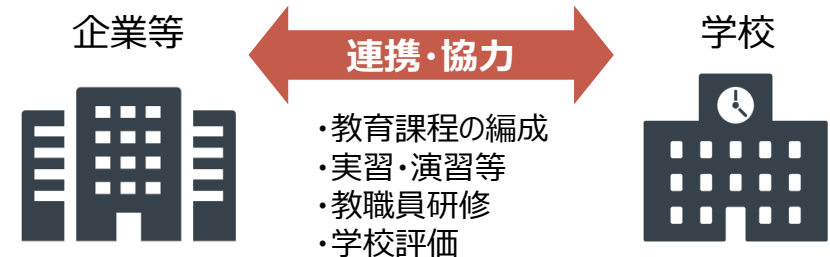
※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

実習の状況



出典：平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）



認定数 **1,123校 3,212学科**（令和7年3月時点）

認定を受けるメリット

学校

- ・ 企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、**業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化**でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・ **学校関係者による学校評価**により、**教育活動や学校運営の改善点が明確**になる。
- ・ 「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、**学校の強みを積極的にアピール**できる。

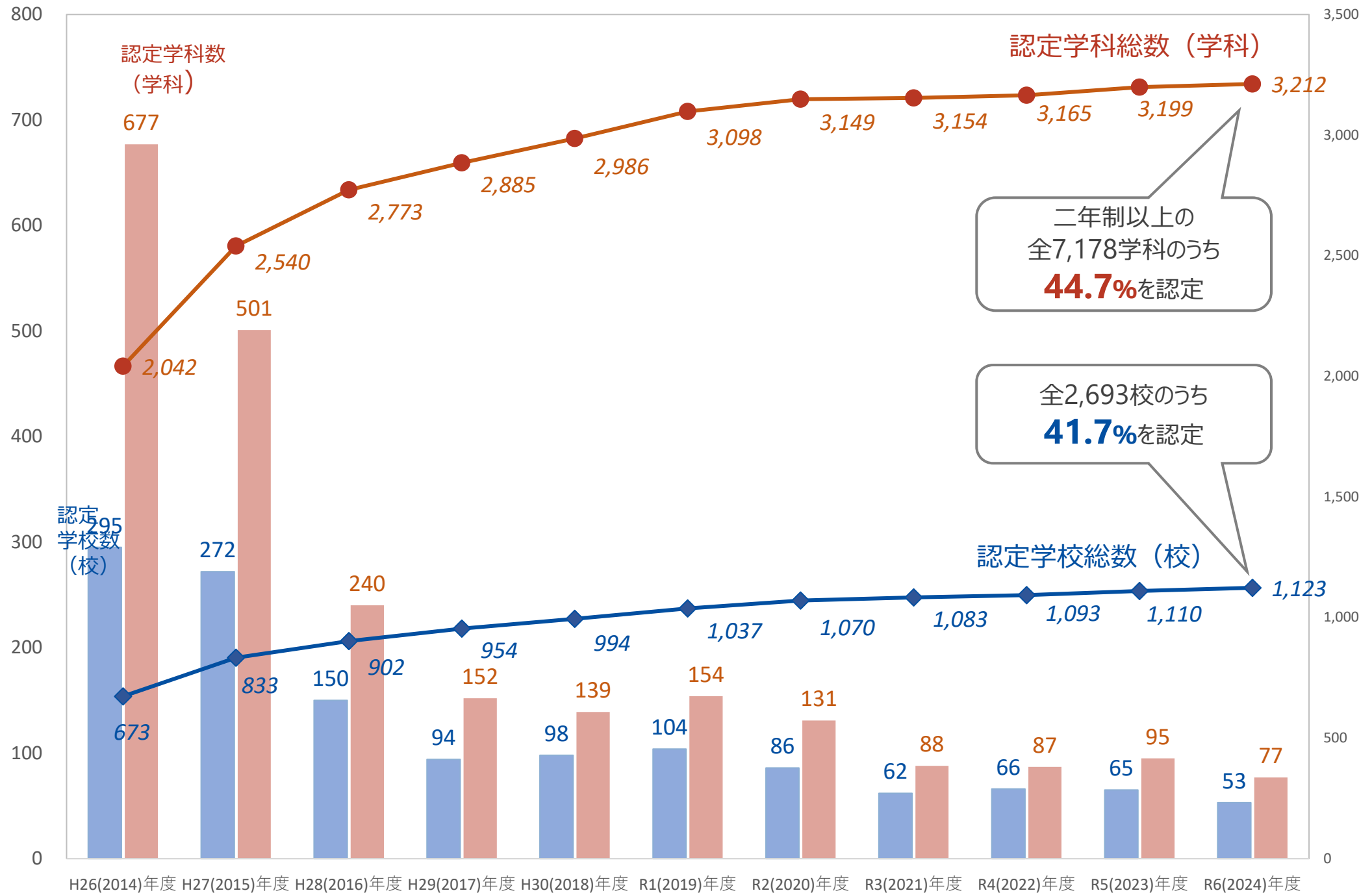
企業

- ・ **派遣社員のスキルアップやモチベーション向上**。
- ・ 生徒の感性や発想を**商品開発や現場の改善に活かせる**。

生徒

- ・ **企業等のニーズを反映したカリキュラム**を学べる。
- ・ 実習等により現場の生の声を聞き、**具体的に働くイメージ**が持てる。
- ・ 教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程等が認定されている学科の割合

	修業年限 2 年以上の専門課程					
				うち 修業年限 4 年以上の専門課程		
		うち 職業実践専門課程認定	うち 専門士認定		うち 職業実践専門課程認定 (※)	うち 高度専門士認定
学科数 (総学科数に占める割合)	7,178学科 (100%)	3,199学科 (45%)	6,622学科 (92%)	581学科 (100%)	294学科 (51%)	464学科 (80%)

※ 令和 6 年 3 月時点。

※ 上記の他、大学の編入学は、専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上、総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上の課程）を修了した者が認められ、各大学の学長が入学を許可する。

※ 修業年限4年以上の専門課程のうち職業実践専門課程に認定されている学科には、コースにより修業年限が異なるものも含む。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **38都道府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和6年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和7年3月24日時点)

- ・ 学校数：1,123校(42.0%)
- ・ 学科数：3,212学科(44.6%)

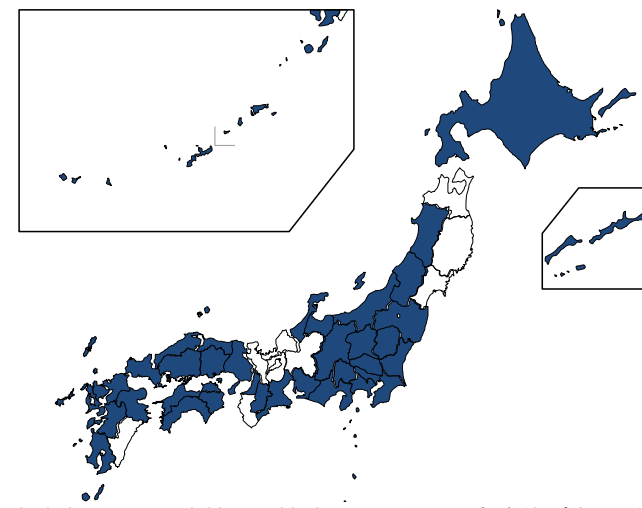
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,676校)、修業年限2年以上の全学科数(7,202学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への
補助を行っている都道府県数
(令和7年1月時点)

令和3年度：19都府県
令和4年度：25都道府県
令和5年度：35都道府県



令和6年度：38都道府県
※特別交付税措置対象

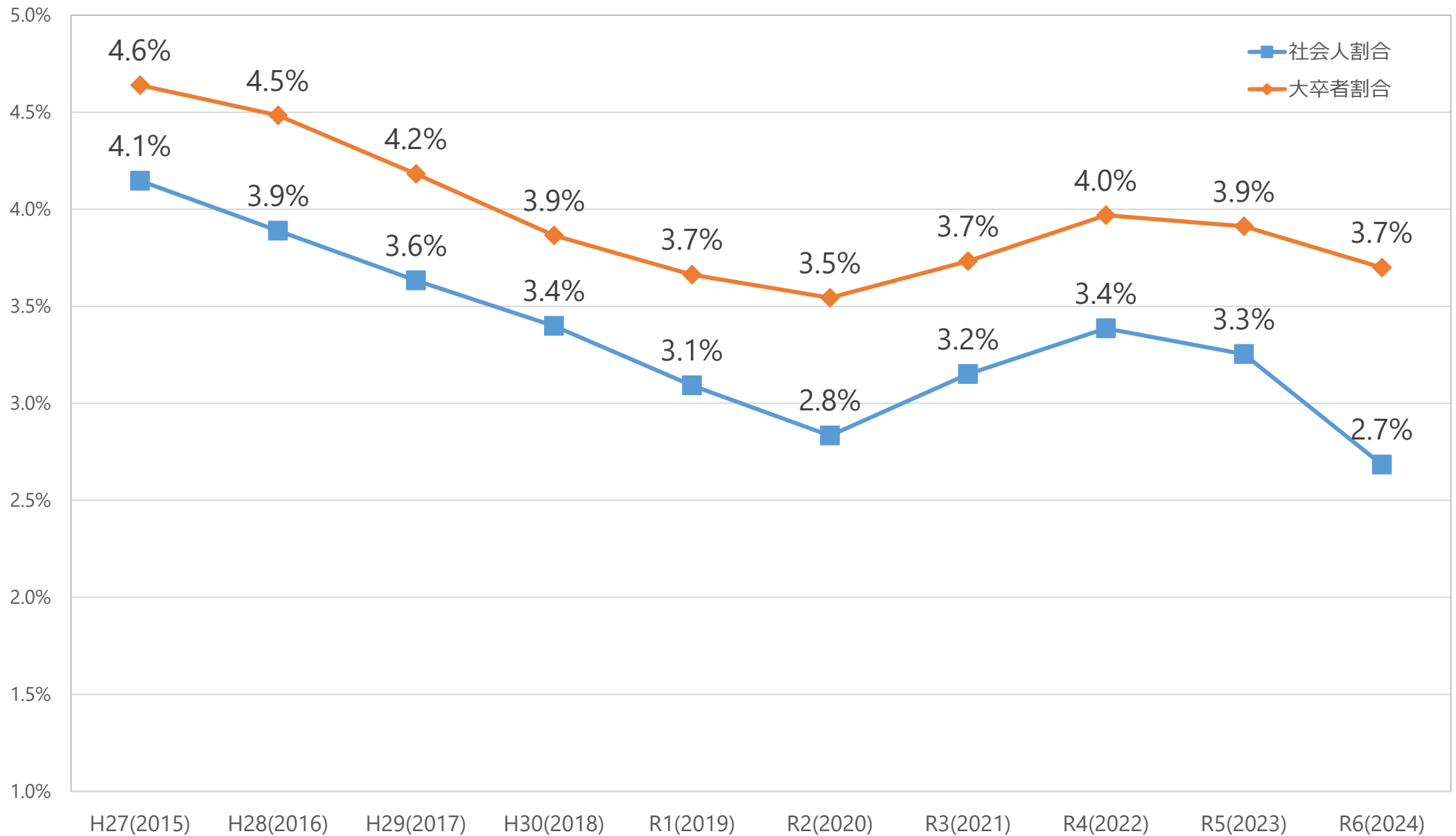


図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和7年1月時点)
(北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

● リカレント教育

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移



キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告） - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

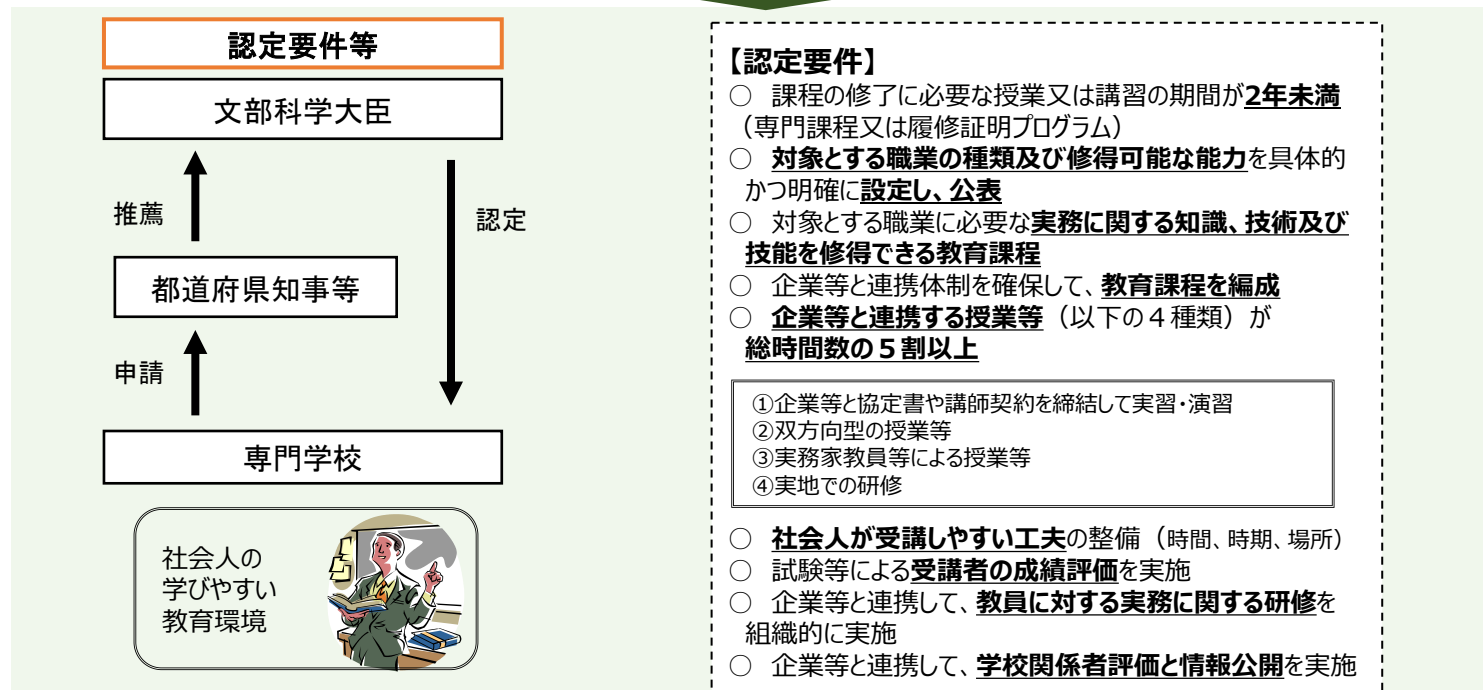
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 17校、22課程（令和6年12月 20日現在）



社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大



留学生

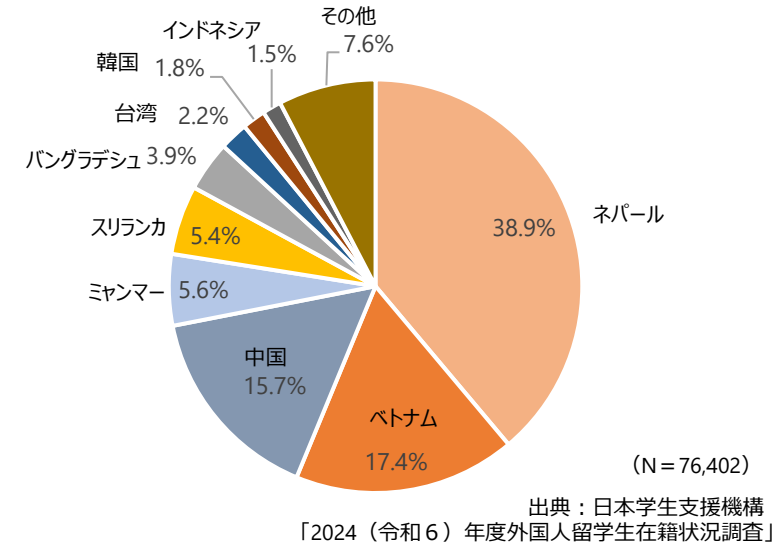
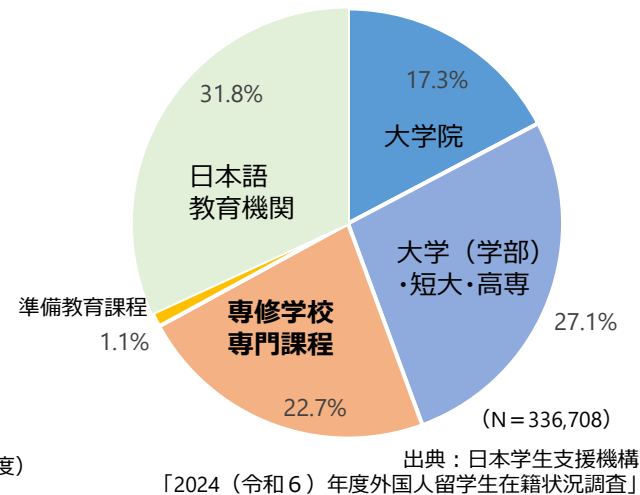
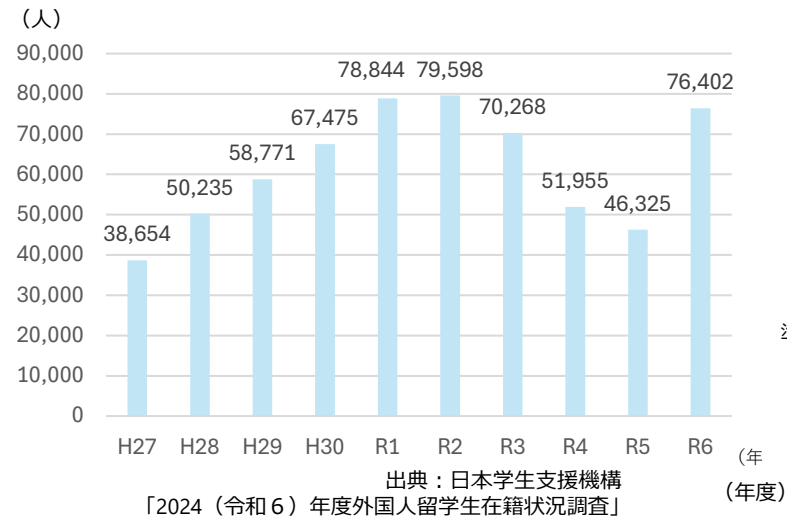
専門学校における留学生の概略

- 日本での就職を希望する専門学校留学生割合は7割程度。
- 卒業生のうち日本で就職した割合は、令和4年度は約4割となった。

● 専門学校における留学生数の推移

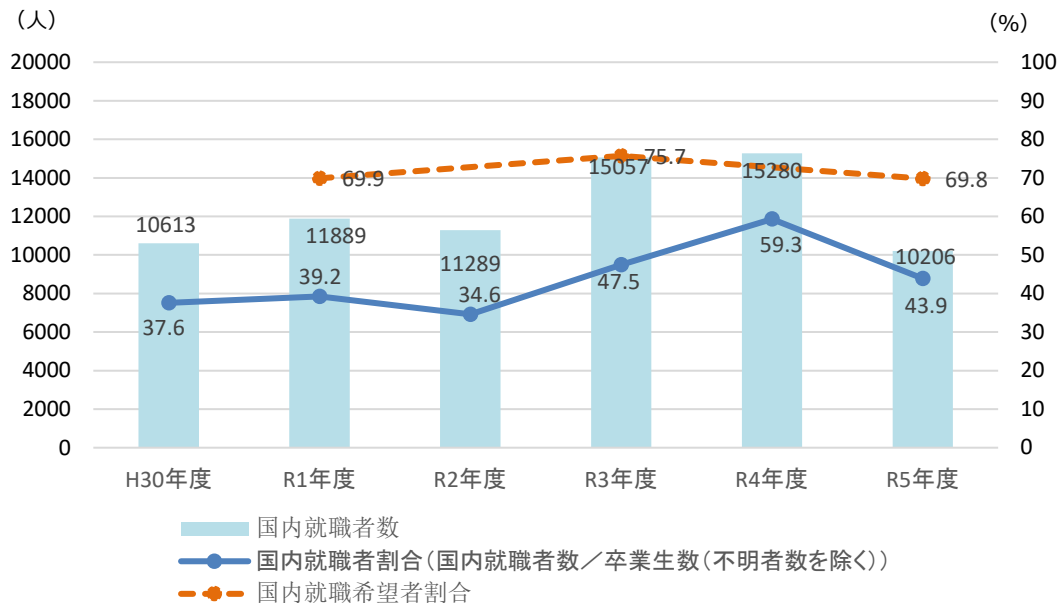
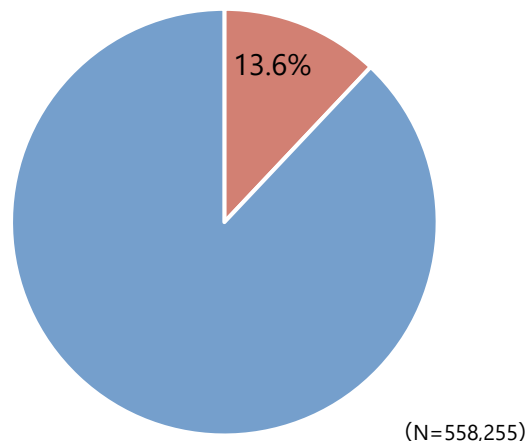
● 留学生総数に占める割合

● 専門学校における国別留学生割合



● 専門学校生における留学生割合

● 専門学校留学生の国内就職状況



出典：日本学生支援機構「2024（令和6）年度外国人留学生在籍状況調査」
文部科学省「令和5年度学校基本統計」より算出

外国人留学生キャリア形成促進プログラムについて

◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、**専門学校**の卒業生については「**相当程度**」の**関連性**が求められており、**大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている**。
- 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、**外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校**の卒業生については、**関連性について柔軟に判断**されることとなる。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。

※「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）

- **認定校数は、229校、595学科（令和7年3月現在）。**

◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え

〈在学時〉

留学
（大学、専門学校等）

在留資格切替え

〈就労時〉

技術・人文知識・国際業務

特定活動（告示第46号）

等

☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
（企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」（第二次提言）概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資を進めることが重要**。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより**、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について**量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視**。
- 今後、**より強力に高等教育段階の人的交流を促進し**、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進**。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境や、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

Ⅲ.2033年までの目標

日本人学生の派遣



2033年までに**50万人**
(コロナ前22.2万人)

非英語圏の仏・独と同等の水準

<大学・専門学校等>

○日本人留学生における学位取得等を目的とする**長期留学**者の数

6.2万人→**15万人**

○協定などに基づく**中短期**の留学生数

11.3万人→**23万人**

<高校等>

○高校段階での留学者数

研修旅行（3か月未満）

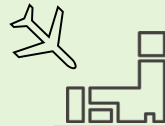
4.3万人→**11万人**

留学（3か月以上）

0.4万人→**1万人**



外国人留学生の受入れ・定着



2033年までに**40万人**
(コロナ前31.8万人)

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

<大学・専門学校・日本語学校等>

○外国人留学生の数

31.2万人→**38万人**

○全学生数に占める**留学生**の割合

学部：3%→5%

修士：19%→20%

博士：21%→33%

<高校等>

○外国人留学生の数（高校）

0.6万人→**2万人**

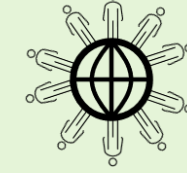
○全生徒数に占める**留学生**の割合

高校：0.2%→0.7%

○留学生の**卒業後の国内就職**率（国内進学者を除く。）

48%→60%

教育の国際化



<大学等>

○**英語のみで卒業・修了**できる学部・研究科の数

学部：86→200

研究科：276→400

○海外の大学との**交流協定に基づく交流のある大学**の割合

48%→80%

○**ジョイント・ディグリー・プログラム**の数

27→50

○**ダブル・ディグリー・プログラム**※の数

349→800

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

<中学・高校等>

○**英語で複数教科の授業を受けられる高校**（コース等含む。）の数

50→150

○**対面での国際交流**を行う高校の割合

18%→50%

○中学・高校段階における**オンライン等**を利用した**国際交流**を行っている学校の割合

20%→100%

現状

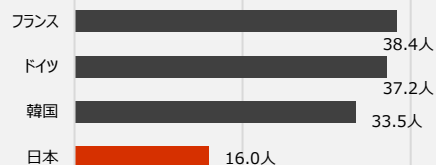
日本人学生の派遣

日本人学生の留学停滞

主に長期（学位取得目的を含む）の日本人の海外留学者数

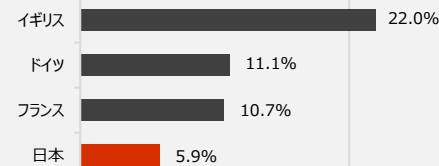


高等教育機関在学者千人に対する派遣留学者数の国際比較



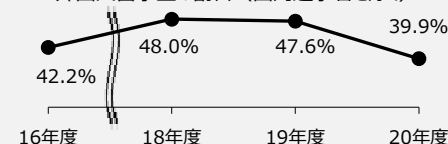
外国人留学生の受入れ・定着

高等教育機関在学者に占める留学生の割合



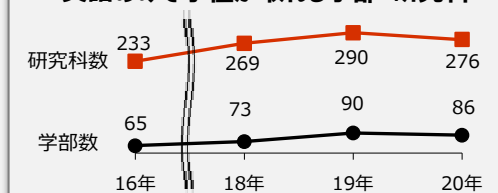
微増に留まる外国人留学生の国内就職率

高等教育機関を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生の割合（国内進学者を除く）

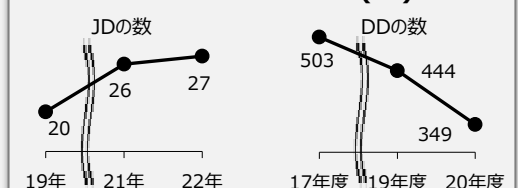


教育の国際化

英語のみで学位が取れる学部・研究科



ジョイント・ディグリー・プログラム(JD)及びダブル・ディグリー・プログラム(DD)



1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

- ① 高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進
- ・SNS等を活用した広報強化
 - ・卒業生のネットワーク構築
 - ・各自治体での海外大学進学支援の取組推進
 - ・**協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組推進**
 - ・中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って**給付型奨学金を着実に拡充**するなど**奨学金の充実**に取り組むとともに、企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、**官民一体での経済的支援の充実**
 - ・**企業による代理返還制度の活用促進**や**地方公共団体による返還支援の取組を推進**
 - ・官民協働による「**トビタテ！留学JAPAN**」の発展的推進
 - ・**博士人材等派遣の促進**
 - ・社会人の海外大学院留学の促進 等

② 初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習等の推進

- ・英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
- ・探究学習、自然・社会・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育の推進
- ・国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進
- ・教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実を通じた教員の英語教育・国際理解教育の指導力強化
- ・**1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流の促進** 等

(2) 外国人留学生の受入れ方策

- ① 日本への留学機会の創出
- ・学生の早期からのリクルート、広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化
 - ・留学生受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトの情報充実
 - ・**優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラム構築**
 - ・海外における日本語教育の充実
 - ・**国費留学生制度の地域・分野重点化などの見直し** 等
- ② 入学段階での要件・手続の弾力化
- ・DX化促進による渡日前入学者選抜の促進
 - ・留学ビザ取得のオンライン化
 - ・銀行口座開設における負荷軽減 等
- ③ 国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上
- ・**留学生の授業料設定柔軟化**や**定員管理の弾力化**
 - ・**キャンパスの質及び魅力の向上**、民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舍の整備、賃貸住宅の受入れ環境整備 等
- ④ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化
- ・**在籍管理非適正大学等の大学等名の公表、在留資格「留学」の付与停止、私学助成の厳格な対応**、留学生数等の情報公開の強化
 - ・安全保障貿易管理の徹底、研究インテグリティの推進 等

(3) 国際交流の推進

- ・「**アジア架け橋プロジェクト**」や対日理解促進交流プログラムの**充実強化**、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進
- ・COIL（国際協働オンライン学習）、VE（バーチャル・エクステンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
- ・脱炭素人材の人材育成強化や農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動の推進、文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流の促進 等

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

- ・留学中の学生への就職情報の提供、現地でのジョブフェアへの参画拡大
- ・帰国後の留学生に対する通年・秋季採用、インターンシップ等による多様な選考機会の提供促進
- ・留学等を通じて得られた知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面での積極的な評価を行う取組の裾野を広げる機運醸成 等

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

① 留学生の就職促進に向けた取組促進

- ・ハローワーク等における多言語対応を含めた相談支援機能・拠点の強化等による環境整備
- ・地域の特性に応じたインターンシップ機会の提供等による外国人留学生等の地元企業への就職・定着支援を行う「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の設立、「高度外国人材活躍促進プラットフォーム」における中小・中堅企業の外国人材の受入りに係る課題解決に向けた伴走型支援の実施 等

② 受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実

- ・企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等の促進 等

③ 関連する在留資格制度の改善

- ・高度外国人材に係る受入れ制度の世界に伍する水準への改革（特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度の創設）、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討
- ・質の高い専門学校の認定制度を創設、その卒業者等の在留資格の運用見直し 等

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

- ・海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーや単位互換、大学間交流協定締結の促進
- ・国際交流などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストレータ職」等の採用・育成の促進
- ・徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備
- ・国際化に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与
- ・国際化を先導する大学の認定制度の創設
- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流の推進
- ・欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現 等

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

- ・インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、学校間接続の円滑化、国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援
- ・学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒への支援強化
- ・日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上 等

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

- ・国内大学等の海外分校設置に係る環境整備推進
- ・諸外国からの要請を踏まえた日本型高専の導入支援
- ・在外教育施設における国内同等の教育環境整備や安全対策・施設整備等の機能強化に向けた支援 等

● 高度専門士

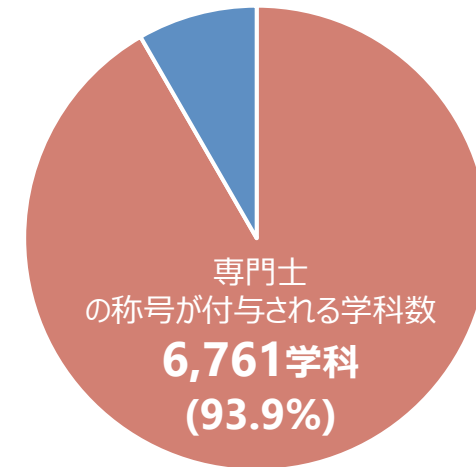
専門士・高度専門士について

「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- ① 修業年限が2年以上
- ② 総授業時数が1,700時間（62単位）以上
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限2年以上の専門課程の学科数

7,202学科



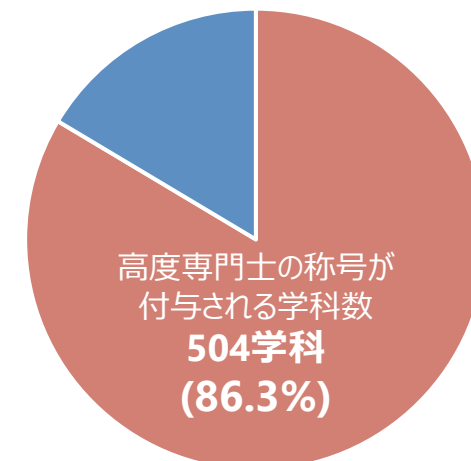
（令和7年3月現在）

「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- ① 修業年限が4年以上
- ② 総授業時数が3,400時間（124単位）以上
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限4年以上の専門課程の学科数

584学科



（令和7年3月現在）

高度専門士の数

1. 高度専門士の称号が付与される学校数、学科数

学校数	学科数
3 4 2	5 0 4

(令和7年3月現在)

2. 高度専門士の分野ごとの状況

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実 務	服飾・ 家政	文化・ 教養
学校数	34.2%	1.5%	24.6%	4.1%	4.7%	8.2%	7.0%	21.3%
学科数	30.6%	1.4%	31.0%	2.8%	4.2%	6.0%	5.8%	18.5%

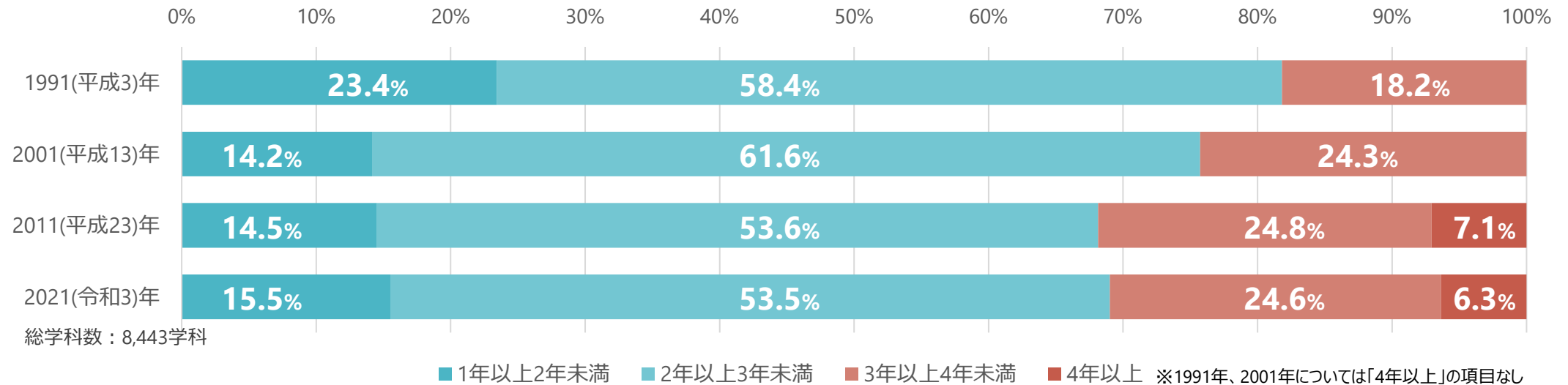
※学校数の割合は1つの学校で複数分野を持つ学校があるため合計は100%にはならない

(令和7年3月現在)

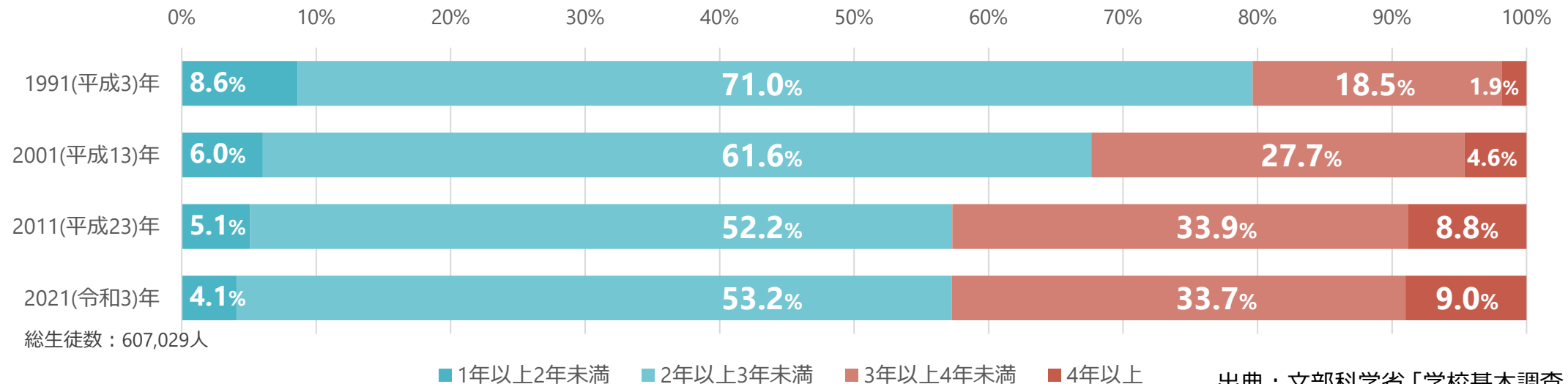
専修学校の修業年限別学科数等の推移

2011年頃まで修業年限が長期化する傾向。他方、2011年以降は横ばいまたは減少。

【専門学校の修業年限別学科数】



【専門学校の修業年限別生徒数】

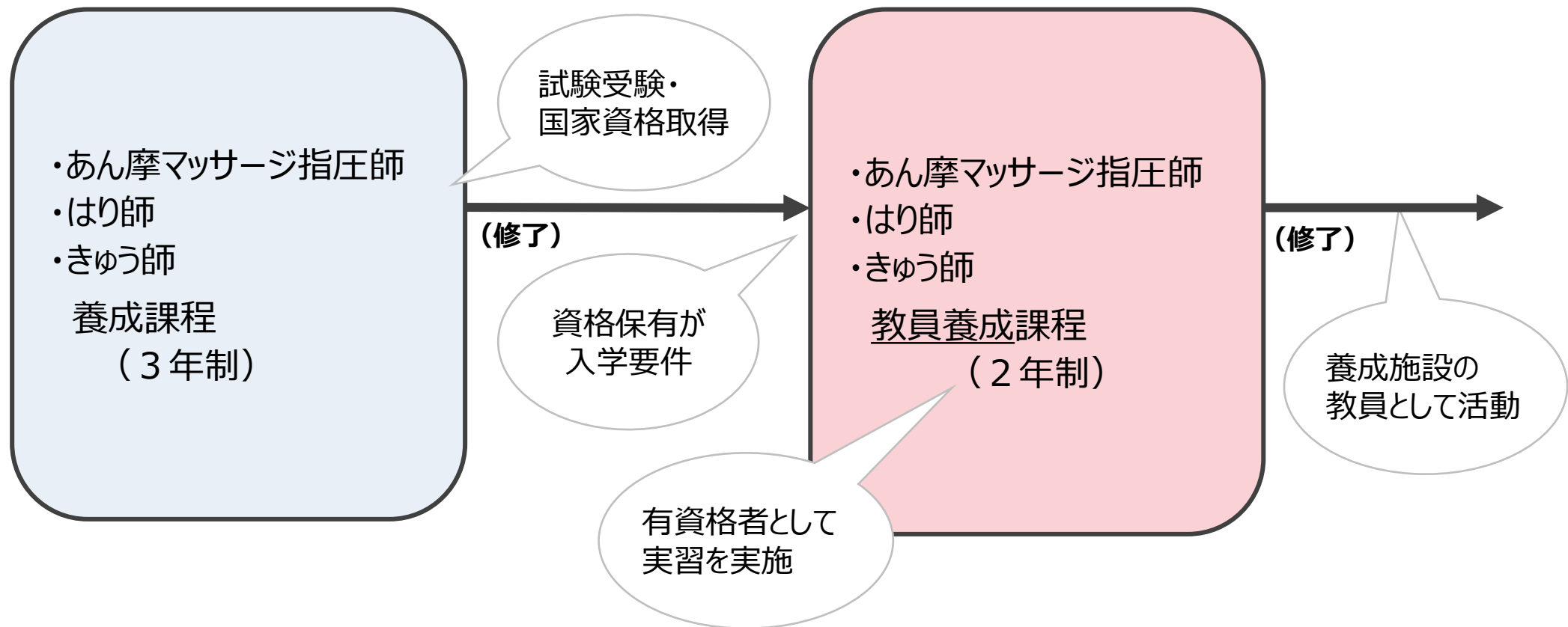


出典：文部科学省「学校基本調査」

養成施設における教員養成の事例

養成施設における教員資格を取得するために、資格取得後に追加の学修が必要

(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設の例)





国際通用性

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効

背景

- 1983年:ユネスコの下, バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下, 東京において開催された国際会議において, 本規約を採択。

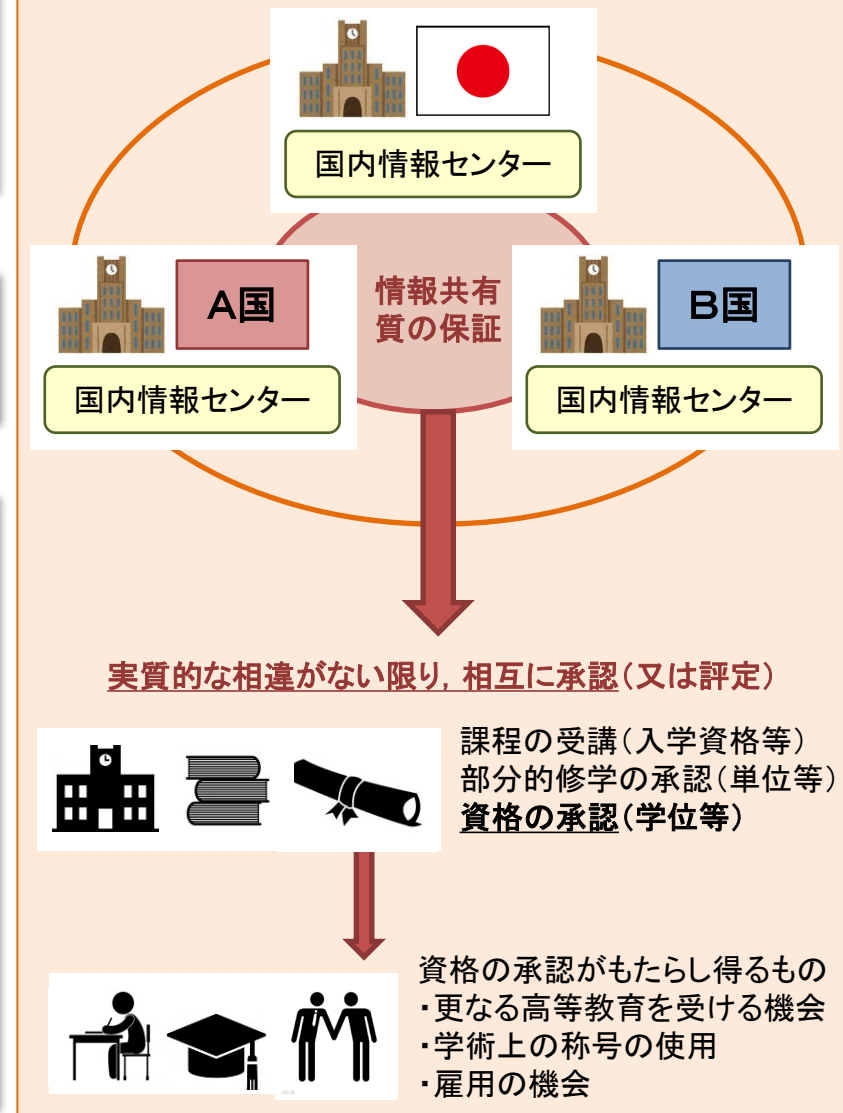
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより, 学生及び学者の移動を容易にし, アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は, 資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は, 資格の内容に実質的な相違がない限り, 下記①～③について, 他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し, 情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP

原文: http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP

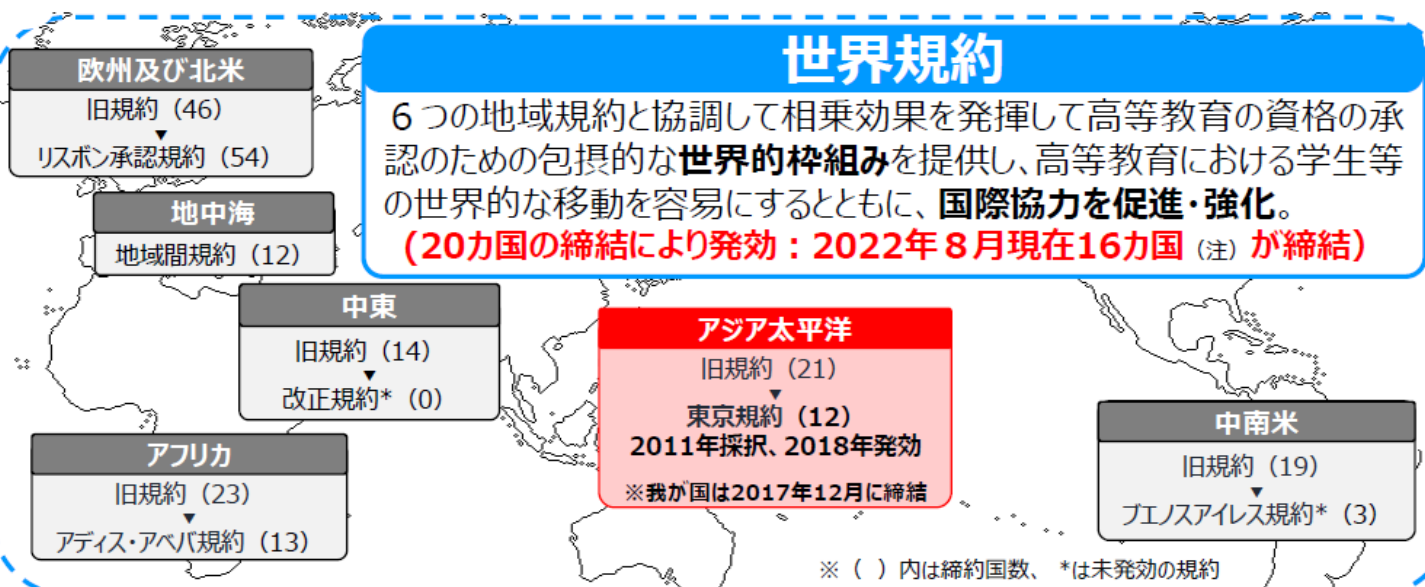
ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、**6つの「地域規約」**を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して**相乗効果**を発揮する目的で、**2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」**を採択。

世界規約

6つの地域規約と協調して相乗効果を発揮して高等教育の資格の承認のための包摂的な**世界的枠組み**を提供し、高等教育における学生等の世界的な移動を容易にするとともに、**国際協力を促進・強化**。
(20カ国の締結により発効：2022年8月現在16カ国(注)が締結)



(注) ルルウェー、ニカラグア、エストニア、フランス、ルーマニア、チュニジア、クロアチア、パチカン、リトアニア、アルメニア、英国、コートジボワール、キューバ、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない。)、スウェーデン及びスロバキア(寄託順)。

主な内容

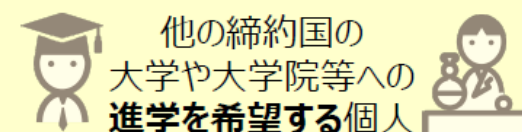
- ◆ 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- ◆ 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した**入学資格や学位等の資格**(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの**部分的な修学及び従前の学習**を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- ◆ 各締約国は、公式の「**国内情報センター(注)**」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)

(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

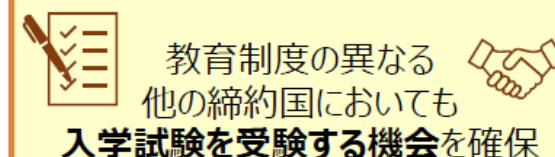
締結の意義

【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



資格の承認



【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する**我が国の積極的な姿勢**を内外に示すことができる。

東京規約（高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約）

概要

- ◆ 前身の1983年規約は、職業資格を含む等の問題点があったため、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- ◆ 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する目的で、2011年11月にユネスコの下、東京において本規約を採択。
- ◆ 我が国は2017年12月に締結し、本規約は2018年2月に発効。
- ◆ 2021年10月14日・15日に第3回東京規約締約国会議をオンラインにて日本主催で開催。
- ◆ 締約国会議は第4回（2022年11月、オンライン）、第5回（2023年11月、バンコク）を開催済。

締約国(R5.1月現在)

- 11+1ヶ国
(豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア、バチカン市国※)

東京規約における高等教育機関の範囲

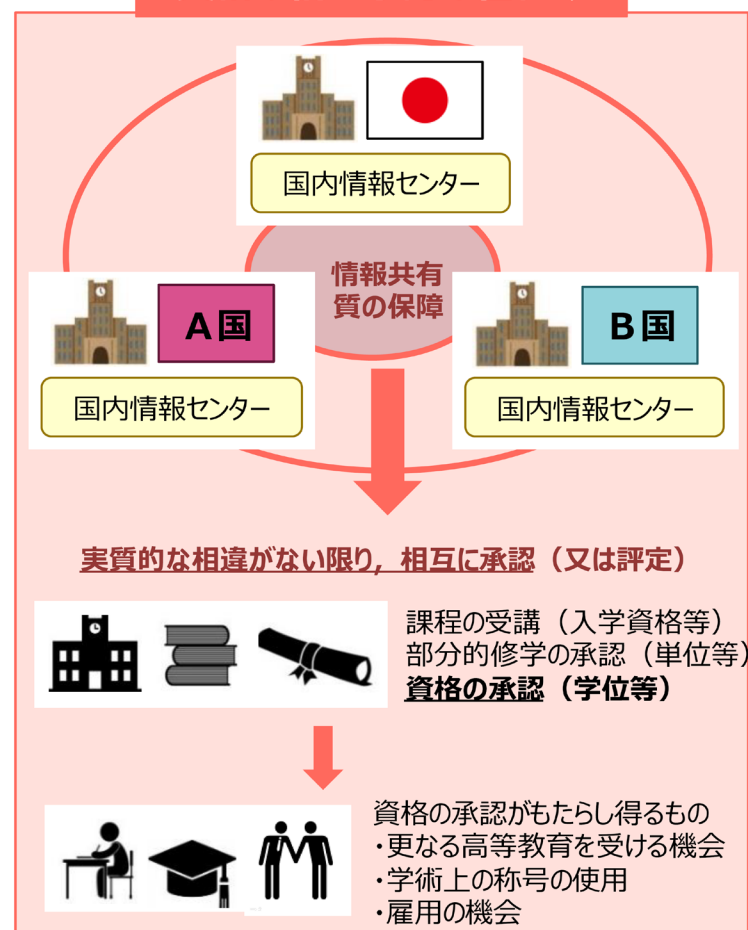
- 大学（含 専門職大学）
- 短期大学（含 専門職短期大学）
- 専門学校（農業大学校を除く）
- 大学院（含 専門職大学院）
- 高等専門学校
- 省庁大学校※

※ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
 - ① 高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - ② 部分的な修学（単位等）（第5章）
 - ③ 高等教育の資格（学位等）（第6章）
- 各国は国内情報センターを設立して情報を交換するとともに、自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要等についての情報を提供する（第8章）

資格の相互承認の仕組み



レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む（*1） ・短期大学 ・高等専門学校	
	学士（専門職）	高度専門士（*2）
5	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
	専攻科2年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
4	専修学校専門課程1年制修了証書 専攻科1年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
3	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程	
	高等専門学校3年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
2	卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部	
	中学校卒業程度認定試験合格証書	
1	卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部	

（*1）NIAD-QE の行う審査に合格した者のみ学士を得られる

（*2）文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる

（*3）大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある



評価

専修学校における学校評価・情報公開の状況

区分			実施率・公表率	概要
			平成25年 5月1日現在 → 令和4年 5月1日現在	
情報公開		実施	19.7% → 89.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7% → 92.2%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2% → 85.6%	
	学校関係者評価	実施	24.9% → 77.8%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1% → 76.5%	
	第三者評価	実施	4.8% → 8.9%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価
		公表	2.0% → 8.3%	

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等の実態調査

● 専修学校関係予算



文部科学省

令和7年度 専修学校関係予算

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

22億円 (22億円)
令和6年度補正予算額 2.5億円

【人材養成機能の向上】

一部新規 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

8.9億円 (9.5億円)

中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム
- ・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証

拡充 専修学校の国際化推進事業

3.0億円 (2.5億円)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

☆ 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

1.2億円 (1.2億円)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

※ このほか、令和6年度補正予算として、高等専修学校におけるDX人材育成のための取組を支援する経費を措置 (2億円)

☆ 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業

3.3億円 (3.3億円)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

☆ 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業

3.9億円 (4.0億円)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

【質保証・向上】

一部新規 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.8億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

※ このほか、令和6年度補正予算として、大臣認定業務のシステム化に向けた検討に必要な経費を計上 (0.5億円)

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

2億円 (3億円)

令和6年度補正予算額 3億円

☆ 私立学校施設整備費補助金

学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助。

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金 (内数) 4,048億円 (4,063億円)

○ 高校生等奨学給付金 (内数) 147億円 (147億円)

○ 高等教育の修学支援の充実 (内数) (こども家庭庁計上) 6,532億円 (5,438億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業 (内数) 962億円 (974億円)
※貸与型無利子奨学金 (一般会計) 分

○ 国費外国人留学生制度 (内数) 177億円 (182億円)

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

高等専修学校におけるDX人材育成事業

令和6年度補正予算額

2億円



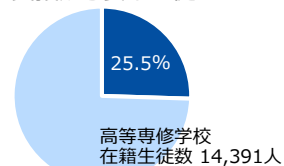
現状・課題

①多様な学びを保障する高等専修学校

- 高等専修学校について
 - ・3年制 … 約55%（うちおよそ9割が大学入学資格付与校）
 - ・1～2年制 … 約45%（大部分が准看護、理美容、調理）
- 卒業後は、就労42.1%、専門学校進学32.9%、大学進学7.5%等
- ⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。

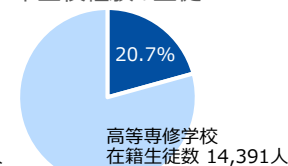
②誰一人取り残さないための学校種

支援が必要な生徒



⇒入学時に不登校の生徒のうち85%が改善または改善傾向となる等、「学びのセーフティネット」として機能。

不登校経験の生徒



③成長分野を支える人材育成の強化

- 「骨太の方針2024」において、成長分野への再編や先端技術に対応した教育の高度化等を通じ、専門学校を含む高等教育機関の機能強化を進めることは重要な課題と指摘。
- 専門学校として、特にIT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、学科の「理系転換」等の再編を推進。
- ⇒高等教育段階の理系転換の流れを踏まえ、高等学校のみならず高等専修学校においてもデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が必要。

事業内容

大学教育段階においてデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

支援対象

公立・私立の高等専修学校
※私立にあつては、高等課程を設置する（準）学校法人立の専修学校に限る。

補助上限

10,000千円／校（20校程度）

補助率

定額補助

○支援対象例

情報・数学等を重視したカリキュラムの開発・実施に必要な費用（ICT機器設備（ハイスペックPC、VR機器等）、その他教育設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等）

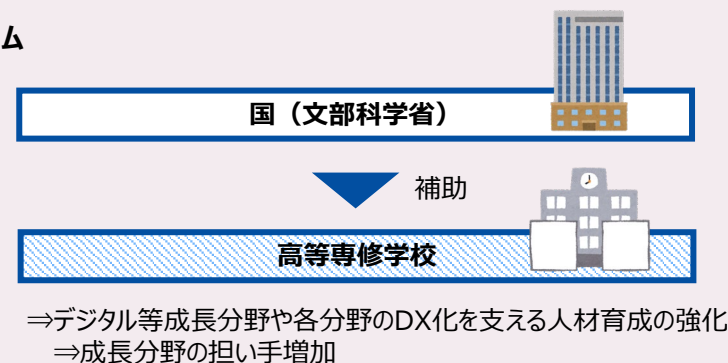
経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

（4）科学技術の振興・イノベーションの促進

・DXハイスクール事業の継続的な実施等による初等中等教育段階における探究的・文理横断的・実践的な学びの推進や理数系教育の推進、情報教育の強化・充実とともに、成長分野への学部再編等や半導体の先端技術に対応した高専教育の高度化・国際化を始めとする大学・高専・専門学校の機能強化を図る。

事業スキーム



アウトプット（活動目標）

- ◆DX人材育成のための取組を支援。
⇒ 20校程度
- ◆同校におけるDX人材育成機能強化。

短期アウトカム（成果目標）

先行する取組を参考に、全国の高等専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

長期アウトカム（成果目標）

デジタル等成長分野で不足するDX人材の増。

● その他

専修学校の各種認定制度について①

① 専門士・高度専門士【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、専門士・高度専門士を称することができる。

「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- 〈1〉修業年限が2年以上
- 〈2〉総授業時数が1,700 時間(62単位) 以上
- 〈3〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

【平成6年文部省告示第84号】

「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉総授業時数が3,400時間（124単位）以上
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

【平成6年文部省告示第84号】（H17改正で追加）

称号付与により

* 専門士の称号により、大学への編入学が認められる※1

【学校教育法132条】

* 短期大学専攻科入学に関し、短期大学と同等の学力があると認められる。※1 【学校教育法施行規則第155条第2項第4号】

* 国家試験（税理士試験、社会保険労務士試験など）の受験資格の要件を満たす。※2

* 「留学」ビザから就労ビザへの切替えに使用（外国人留学生）

※1 修業年限・総授業時間数において、大学への編入学が認められる課程の要件と同様であるため、「専門士」の称号が付与される課程を修了した者は、大学への編入学に係る要件も満たすことになる。

※2 修業年限・総授業時間数において、各種受験資格の要件と同様であるため、「専門士」の称号が付与される課程を修了した者は、受験資格も一部満たすことになる。

② 大学・大学院入学資格【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、大学・大学院入学資格を得ることができる。

大学入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が3年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間（74単位）以上

【学校教育法施行規則第150条第1項第3号】

大学院入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っている

【学校教育法施行規則第155条第1項第5号】

（参考）大学編入学

以下の要件を満たす課程を修了した場合、大学へ編入学することができる。

大学編入学の要件

1. 修業年限が2年以上
2. 総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上の要件を満たす課程を修了

【学校教育法132条】

③ 勤労学生控除【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程に在籍する生徒は、勤労学生控除を受けることができる。

専修学校の高等課程・専門課程の要件

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が1年以上
- 〈3〉1年の授業時数が800時間以上（夜間等は450時間以上、総授業時数が800時間以上）
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

専修学校の一般課程、各種学校

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が2年以上
- 〈3〉1年の授業時数が680時間以上
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

【個人立等の場合は、以下も満たす必要あり】

- 〈1〉生徒の数が20人以上（見込み含む）
- 〈2〉職業・實際生活に必要な能力の育成、教養の向上を図るにふさわしい授業科目の開設
- 〈3〉教員の数が適切であること（3人以上）

【所得税法施行令第11条の3第1項第2号】

勤労学生控除により

* 所得税（国税）、住民税（地方税）の税額控除（減額）を受けられる。

専修学校の各種認定制度について②

④ 職業実践専門課程【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、職業実践専門課程を修了したと称することができる。

「職業実践専門課程」の要件

- 〈1〉 専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。
- 〈2〉 専攻分野に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈3〉 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 〈4〉 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈5〉 学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- 〈6〉 〈5〉の学校関係者評価において、企業等の役職員を参画させていること。
- 〈7〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成25年文部科学省告示第133号】

認定により

【学校】

- ・ 企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・ 学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる
- ・ 「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

【企業】

- ・ 派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・ 生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かすことができる。

【生徒】

- ・ 企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・ 実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・ 教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

⑤ キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、キャリア形成促進プログラムを修了したと称することができる。

「キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 専修学校の専門課程又は特別の課程であること。
- 〈2〉 課程の修了に必要な授業等を行う期間が2年未満であること。
- 〈3〉 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- 〈4〉 対象とする職業に応じ、〈3〉の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- 〈5〉 対象とする職業に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈6〉 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、授業等の総時間数の5割以上であること。
- 〈7〉 授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。
- 〈8〉 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- 〈9〉 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈10〉 課程を置く専修学校において、学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- 〈11〉 〈10〉の学校関係者評価において、企業等の役職員を参画させていること。
- 〈12〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成30年文部科学省告示第170号】

認定により

- ・ 実践的かつ専門的な短期プログラムにより、社会に出て即戦力の人材となることができる。
- ・ 教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

専修学校の各種認定制度について③

⑥外国人留学生キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した外国人留学生は、外国人留学生キャリア形成促進プログラムを修了したと称することができる。

「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。
- 〈2〉 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること。
- 〈3〉 生徒実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、日本人生徒との交流の機会が確保され、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。
※留学生割合が2分の1を超える場合は、適正な進路指導が行われるとともに、日本社会への理解促進に資する授業科目が300時間以上解説されていること。
- 〈4〉 外国人留学生の受入れに等に関する不適切な事項がないこと。

【令和5年文部科学省告示第53号】

認定により

- ・ 円滑に日本社会に適応できる留学生としての質が確保されるものとし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への切替えの際、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について柔軟に判断される。
- ・ 同プログラムの認定を受けた4年制の専修学校専門課程を修了し、高度専門士の称号を付与された者は、在留資格「特定活動（告示46号）」の対象となる。